
宝達志水町

公共施設等総合管理計画

2016年 3月策定

2022年 3月改訂

2026年 3月改訂

宝達志水町

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ | |
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 1 |
| 3. 計画期間の設定 | 2 |
| 4. 計画の対象 | 2 |
| 第2章 宝達志水町の状況 | |
| 1. 人口に関する状況 | 3 |
| 2. 財政に関する状況 | 5 |
| 3. 保有する公共施設等の状況 | 6 |
| 4. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用 | 20 |
| 4-1 公共建築物長寿命化による建替年数の延長 | 20 |
| 4-2 インフラ施設長寿命化による更新年数の伸長 | 23 |
| 第3章 宝達志水町の課題 | |
| 1. 資産削減目標率の設定 | 26 |
| 2. 公共施設等の維持・更新に要する費用と財源への対応 | 28 |
| 3. 耐震化への対応 | 30 |
| 4. 固定資産台帳の精緻化と財務書類の活用 | 30 |
| 第4章 公共施設等に関する基本方針 | |
| 1. 全庁的な取組体制の構築方針 | 31 |
| 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 31 |
| 第5章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本方針 | 34 |
| 第6章 フォローアップの方針 | |
| 1. PDCAサイクルに基づく計画の推進と見直し | 37 |
| 2. 庁内の情報管理と共有 | 38 |
| 3. 町民との情報共有 | 38 |

第1章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ

1. 計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化が進み、大規模改修や建替えの時期が集中的に迫っている一方、厳しい財政状況に加え、今後、少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公共施設等の利用ニーズの変化への対応も必要となることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、その配置の最適化を行い、サービスの質は維持しつつも財政負担を軽減・平準化することが必要となってきました。

そこで、2014年4月22日に総務省から各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」策定要請がありました。この計画は、地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定める計画となり、宝達志水町（以下、「本町」という。）においても、公共施設等の状況を把握し、その配置を最適化することで財政負担の軽減・平準化を実現するために「宝達志水町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を2016年3月に策定しました。

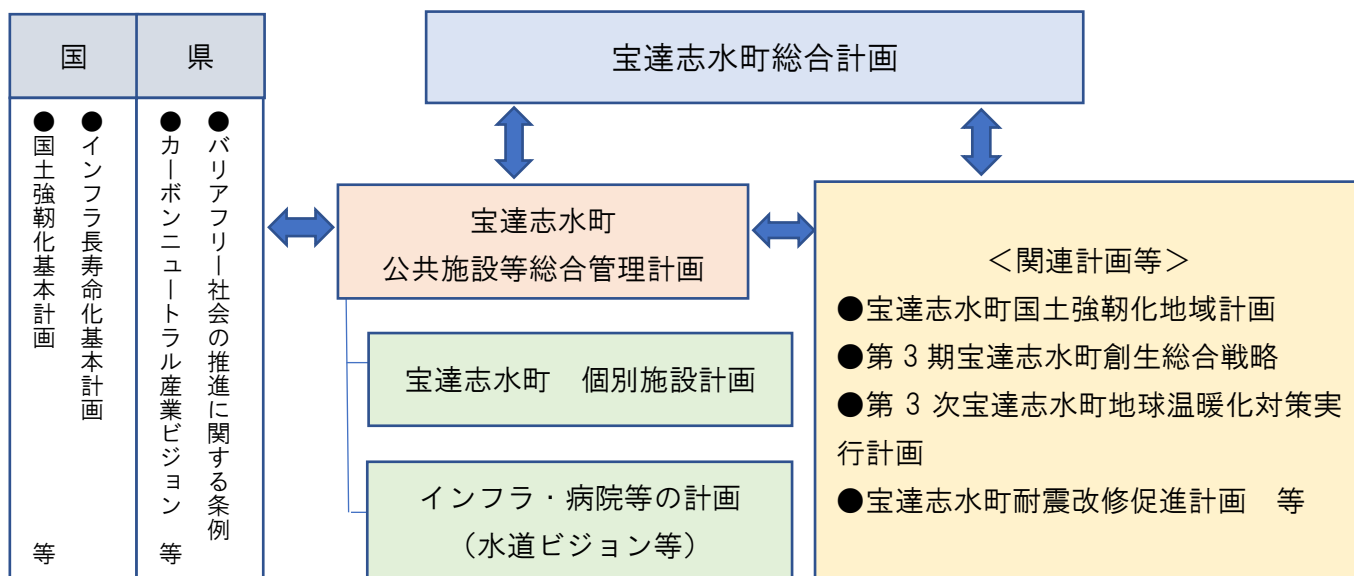
今回は、本計画策定から10年経過したため見直しを図るとともに、2023年10月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」に基づき、改訂することになりました。

今回の改訂では、本町の具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点に立って、公共施設マネジメントを推進する観点から、内閣府の定める「経済財政運営と改革の基本方針」等も踏まえつつ、2026年3月に策定した「第2次宝達志水町個別施設設計画」（以下、「個別施設設計画」という。）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「宝達志水町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を含めた町の関連計画との整合を図るとともに「総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

また、公共施設等の個別具体的な方針を定めた「個別施設設計画」の上位計画として位置づけられます。



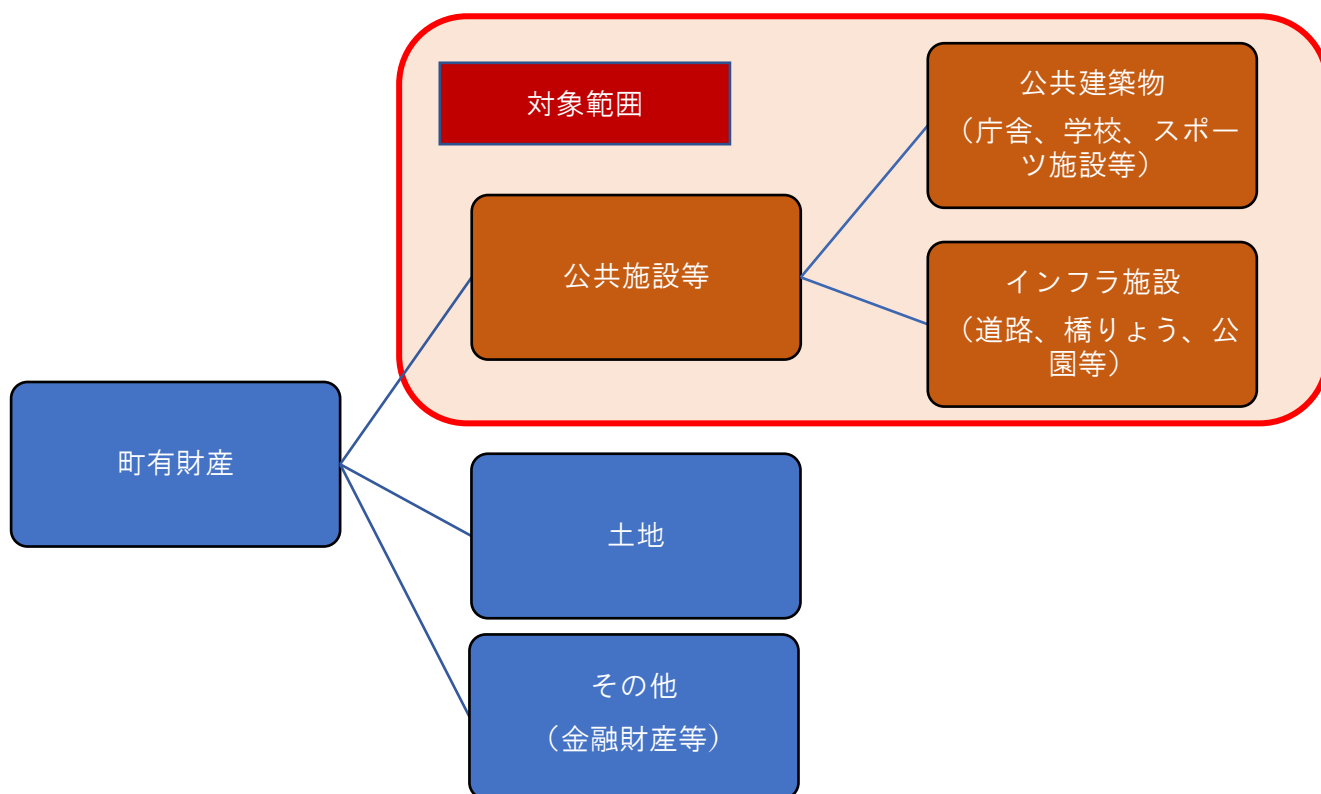
3. 計画期間の設定

計画期間は、2016年度から2035年度の20年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢等の動向を把握しつつ、計画期間途中にも不断の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

4. 計画の対象

本計画において対象とする公共施設等は庁舎、学校、スポーツ施設などの公共建築物及び道路、橋りょう、公園などのインフラ施設とします。

本計画内においては公共建築物とインフラ施設をあわせ「公共施設等」とします。



第2章 本町の現状

1. 人口に関する状況

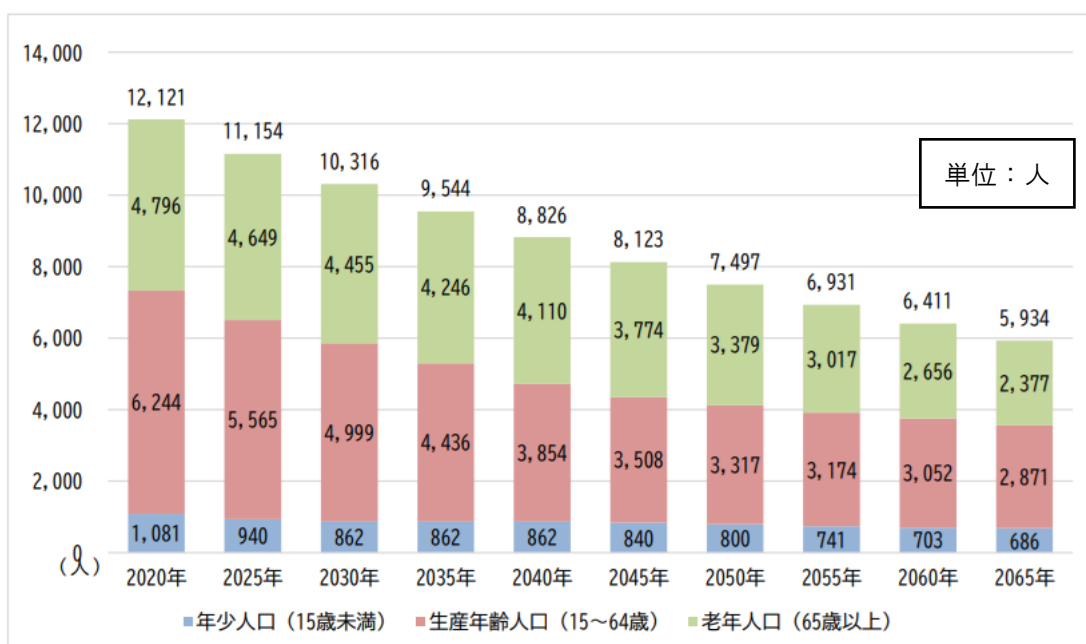
(1) 人口の推移と将来予測

本町の総人口は、2020年には12,121人となり、2010年と比較して2,156人減少しています。

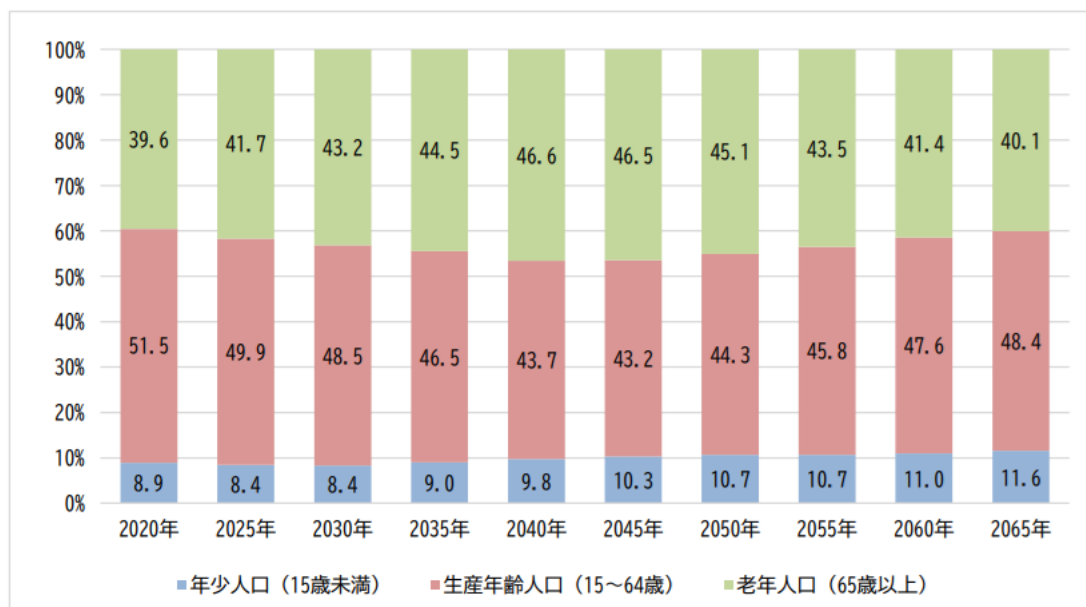
年少人口（0～14歳）は、2020年には1,081人となり、2010年と比較して715人減少、生産年齢人口（15～64歳）は、2020年には6,244人となり、2010年と比較して2,071人減少、他方、老年人口（65歳以上）は、2020年には4,796人となり、2010年と比較して630人増加しています。

今後も、総人口の減少が予測される中、本町では、2065年の総人口6,000人を目標とします。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



■総人口に占める年齢3区分別割合の推移

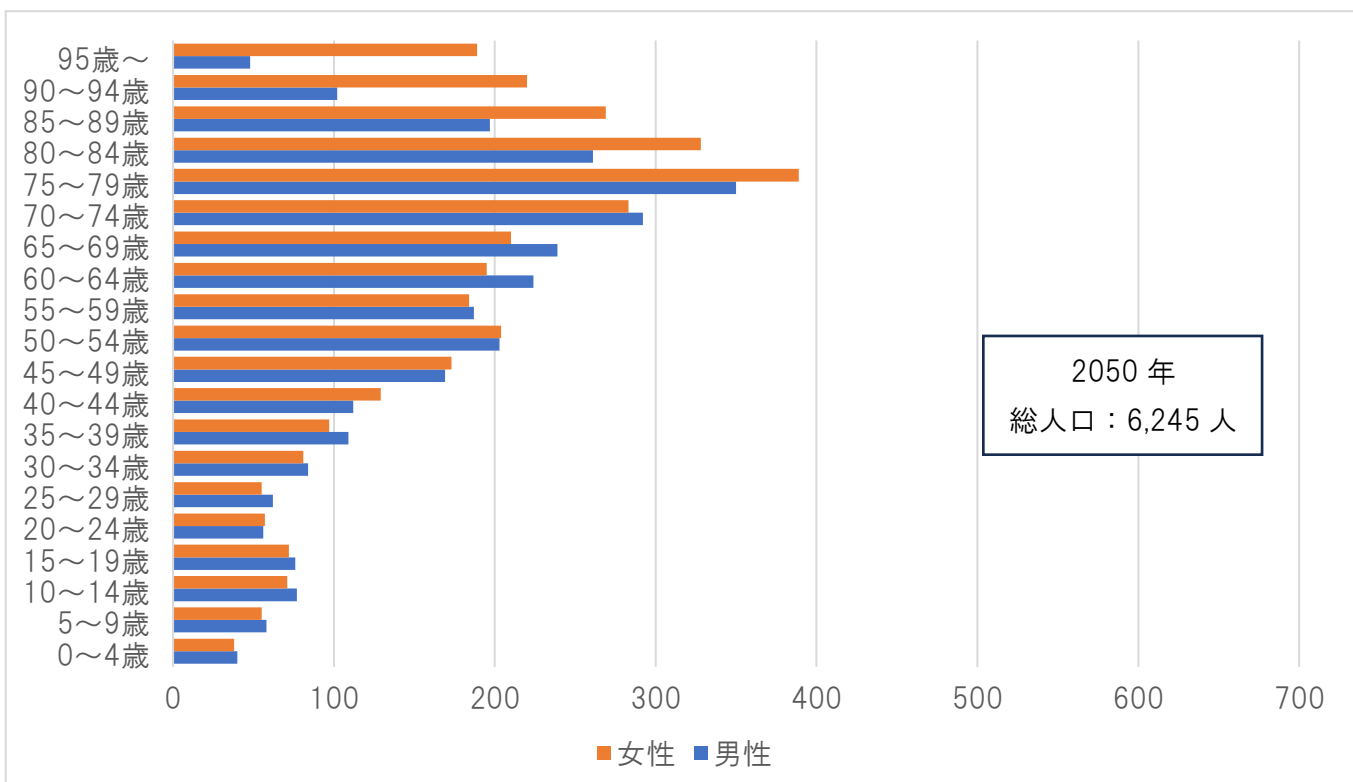
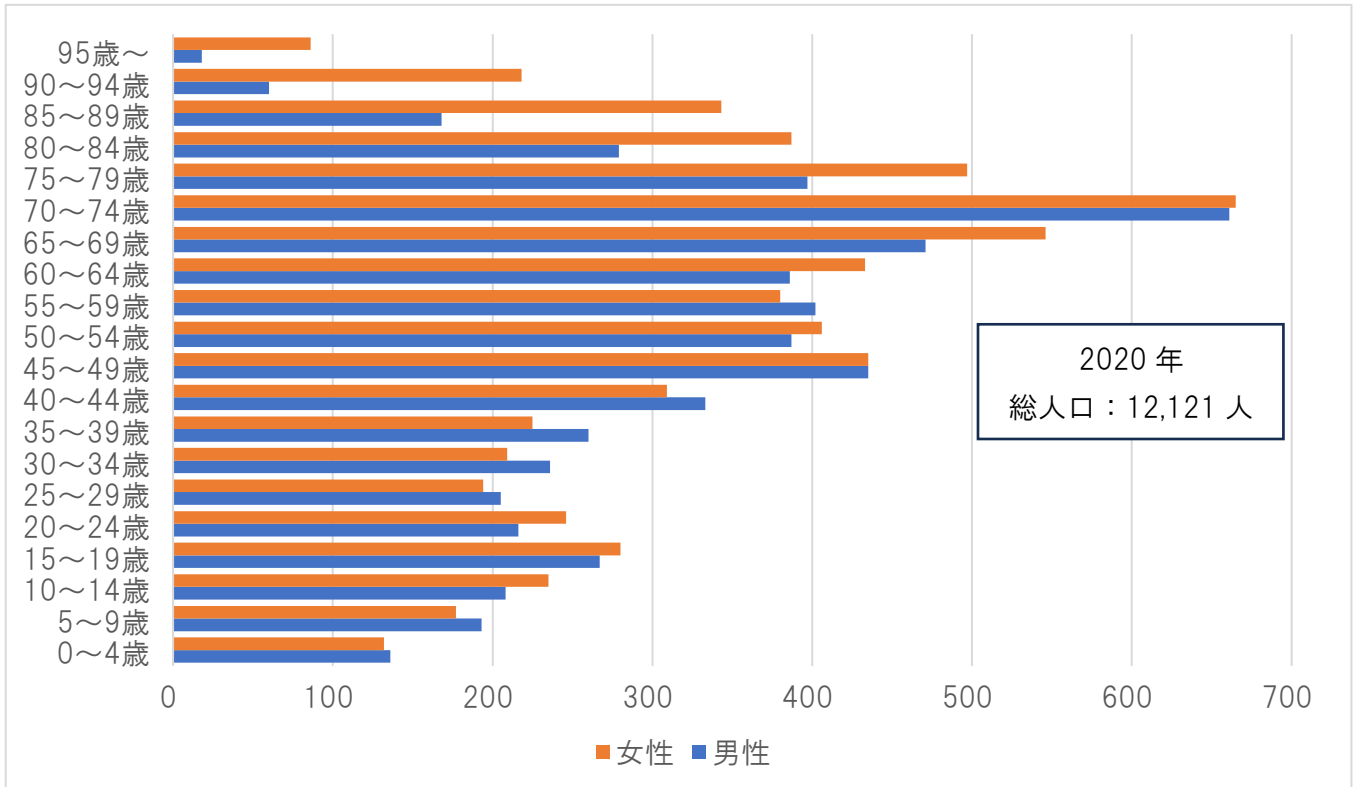


(出典：第3期「宝達志水町人口ビジョン」将来推計パターン2)

(2) 人口構造の変化

(1)で示した本町の独自推計とは異なり、国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、2050年は総人口6,245人となり、その内訳として65歳以上の人口が54.1%となり、少子高齢化が予測されています。

■本町の性別5歳年齢階級別人口ピラミッドの推移（単位：人）

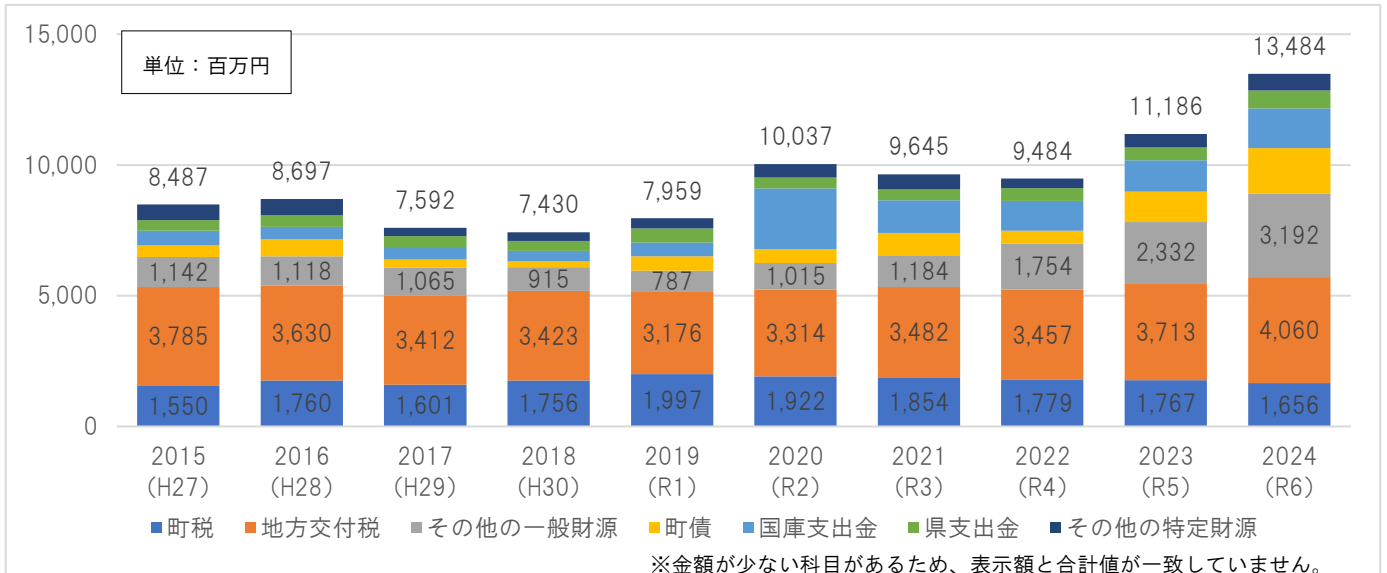


(出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口」)

2. 財政に関する状況

(1) 歳入の推移

本町の歳入総額（一般会計）は、過去10年間を見ると2024年度が約134.8億円と最も多く、2018年度は約74.3億円と最も少なくなっています。増減はあるものの、過去10年間の平均は約94.0億円です。歳入の内訳を見ると、町税は2019年度からは毎年減少しており、10年間の平均は約17.6億円となっています。なお、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の補助などの理由で、国庫支出金が増加しています。

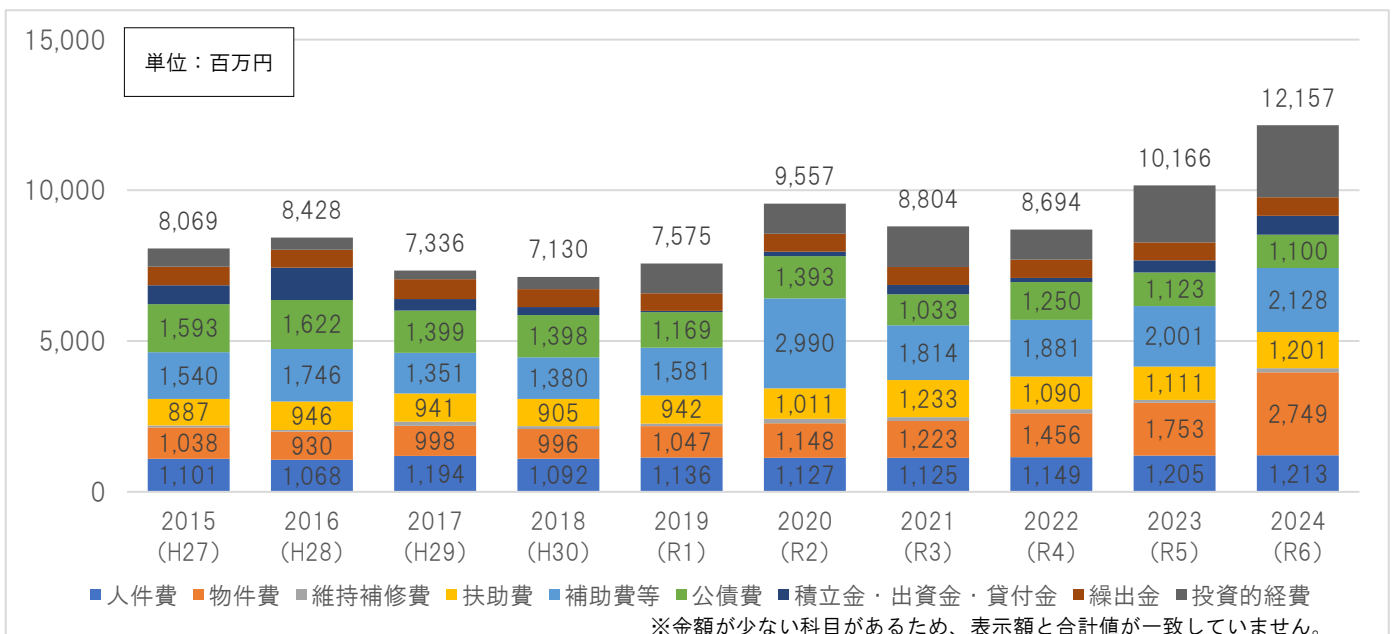


(2) 歳出の推移

本町の歳出総額（一般会計）の過去10年間の平均は、約87.9億円となっています。

2023年度と2024年度で公共施設等を整備する費用である投資的経費が多くなっており、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業により補助費等が増加しています。

なお、扶助費（社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対して、その生活を維持するために支出される経費）は増加傾向にあります。



3. 保有する公共施設等の状況

(1) 対象とする公共建築物の状況

本町の固定資産台帳を基にした公共建築物（一般会計）の状況と推移は、以下の表のとおりです。

小規模施設や文化財等は対象外とし、病院、水道、下水道関連等施設は、それぞれにおいて本計画と同様の計画を策定しており、本計画と連携、連動して施設管理を推進していきます。

| 大分類 | 中分類 | 施設名 | 施設名（詳細） | 建築年度 | 延床面積 (㎡) | 耐震化(2023年度末) | | |
|-----------|-----------|-------------------|---------------------|-----------|-------------|--------------|------|---|
| | | | | | | 耐震診断 | 耐震補強 | |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 宝達志水町役場 | 宝達志水町役場 | 1984 | 2,405.51 | 対象外 | 未 | |
| | | 宝達志水町生涯学習センター | 宝達志水町生涯学習センター | 1997 | 4,400.98 | 対象外 | 対象外 | |
| | | 宝達志水町民センターアステラス | 宝達志水町民センターアステラス | 2002 | 4,882.51 | 対象外 | 未 | |
| | 消防施設等 | 宝達志水町消防団第1分団研修施設 | 宝達志水町消防団第1分団車庫・研修施設 | 2004 | 132.31 | 対象外 | 対象外 | |
| | | 宝達志水町消防団第1分団車庫 | 宝達志水町消防団第1分団車庫 | 1995 | 127.53 | 対象外 | 対象外 | |
| | | 宝達志水町消防団第2分団車庫会議室 | 宝達志水町消防団第2分団車庫会議室 | 2013 | 141.27 | 対象外 | 対象外 | |
| | その他施設 | 宝達志水町就業改善センター | 宝達志水町就業改善センター | 1977 | 655.13 | 未 | 未 | |
| | | 宝達志水町農村環境改善センター | 宝達志水町農村環境改善センター | 1984 | 1,290.74 | 対象外 | 未 | |
| | | 宝達志水町産業センター | 宝達志水町産業センター | 1991 | 1,229.07 | 未 | 未 | |
| | | 宝達志水町車両等格納庫 | 宝達志水町車輛等格納庫 | 2011 | 686.80 | 対象外 | 未 | |
| | 社会教育・文化施設 | 集会所 | 東間集落センター | 東間集落センター | 1986 | 101.02 | 対象外 | 未 |
| | | | 紺屋町集落センター | 紺屋町集落センター | 1988 | 150.71 | 対象外 | 未 |
| | | | 森本集落センター | 森本集落センター | 1986 | 113.45 | 未 | 未 |
| 免田集落センター | | | 免田集落センター | 1981 | 297.36 | 未 | 未 | |
| 上田出集落センター | | | 上田出集落センター | 1979 | 197.08 | 未 | 未 | |
| 上田集落センター | | | 上田集落センター | 1983 | 241.25 | 未 | 未 | |
| 宝達葛会館 | | | 宝達葛会館 | 1998 | 286.90 | 未 | 未 | |
| 山崎集落センター | | | 山崎集落センター | 1988 | 96.88 | 未 | 未 | |
| 小川集落センター | | | 小川集落センター | 1986 | 248.43 | 未 | 未 | |
| 竹生野集落センター | | | 竹生野集落センター | 1984 | 104.45 | 未 | 未 | |
| 宿集落センター | 宿集落センター | 1988 | 219.44 | 未 | 未 | | | |

| 大分類 | 中分類 | 施設名 | 施設名（詳細） | 建築年度 | 延床面積（㎡） | 耐震化(2023年度末) | |
|-----------|-----------|-----------------|--------------------|------|-----------|--------------|------|
| | | | | | | 耐震診断 | 耐震補強 |
| 社会教育・文化施設 | 集会所 | 敷浪会館 | 敷浪会館 | 1981 | 65.69 | 対象外 | 未 |
| | | （敷浪老人憩の家） | 敷浪老人憩の家 | 1974 | 199.80 | 対象外 | 未 |
| | | 敷波会館 | 敷波会館 | 1983 | 202.05 | 未 | 未 |
| | | 出浜会館 | 出浜会館 | 1986 | 225.65 | 対象外 | 未 |
| | | 柳瀬会館 | 柳瀬会館 | 1985 | 318.94 | 未 | 未 |
| | | 荻島会館 | 荻島会館 | 1982 | 185.49 | 未 | 未 |
| | | 荻谷会館 | 荻谷会館 | 1994 | 274.12 | 対象外 | 未 |
| | | 荻市農事集会所 | 荻市農事集会所 | 1987 | 283.75 | 未 | 未 |
| | | 子浦会館 | 子浦会館 | 1984 | 388.27 | 未 | 未 |
| | | 聖川会館 | 聖川会館 | 1982 | 146.37 | 未 | 未 |
| | | 散田会館 | 散田会館 | 1983 | 185.08 | 未 | 未 |
| | | 下石会館 | 下石会館 | 1983 | 185.08 | 未 | 未 |
| | | 新宮集会所 | 新宮集会所 | 1982 | 151.72 | 対象外 | 未 |
| | | 原集会所 | 原集会所 | 1980 | 158.76 | 対象外 | 未 |
| | | 針山集会所 | 針山集会所 | 1981 | 103.51 | 対象外 | 未 |
| | | 向瀬会館 | 向瀬会館 | 1982 | 146.92 | 未 | 未 |
| | | 走入集会所 | 走入集会所 | 1977 | 186.30 | 対象外 | 未 |
| | | 清水原集会所 | 清水原集会所 | 1980 | 107.19 | 対象外 | 未 |
| | | 見砂集会所 | 見砂集会所 | 1981 | 134.01 | 対象外 | 未 |
| | | 所司原集会所 | 所司原集会所 | 1977 | 189.54 | 対象外 | 未 |
| 二口老人会館 | 二口老人会館 | 1976 | 138.31 | 対象外 | 未 | | |
| 杉野屋集落センター | 杉野屋集落センター | 1979 | 299.38 | 未 | 未 | | |
| 福祉施設 | 保育所 | 北大海第一保育所 | 北大海第一保育所 | 1975 | 769.16 | 対象外 | 対象外 |
| | | 相見保育所 | 相見保育所 | 2010 | 2,090.79 | 済 | 済 |
| | | 中央保育所 | 中央保育所 | 1975 | 1,162.53 | 対象外 | 対象外 |
| | | 南部保育所 | 南部保育所 | 2005 | 1,892.30 | 済 | 済 |
| | 老人福祉施設 | 老人福祉センター 宝寿荘 | 老人福祉センター 宝寿荘 | 1977 | 808.50 | 対象外 | 不明 |
| 学校教育施設 | 小学校 | 押水第一小学校 | 宝達志水町立 旧押水第一小学校 | 1966 | 3,613.15 | 済 | 済 |
| | | 押水小学校 | 宝達志水町立押水小学校 | 1968 | 4,097.48 | 済 | 済 |
| | | 宝達小学校 | 宝達志水町立旧宝達小学校 | 1968 | 2,865.78 | 済 | 済 |
| | | 志桜小学校 | 宝達志水町立志桜小学校 | 1973 | 6,072.55 | 済 | 済 |
| | | 樋川小学校 | 宝達志水町立旧樋川小学校 | 1980 | 3,672.08 | 済 | 済 |
| | 中学校 | 宝達中学校 | 宝達志水町立宝達中学校 | 2014 | 12,421.76 | 対象外 | 対象外 |
| | | 宝達中学校 | 宝達中学校（武道館） | 1999 | 554.00 | 済 | 未 |

| 大分類 | 中分類 | 施設名 | 施設名（詳細） | 建築年度 | 延床面積（㎡） | 耐震化(2023年度末) | |
|---------------------|------------|-------------------------|--------------------------|------|----------|--------------|------|
| | | | | | | 耐震診断 | 耐震補強 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 宝達志水総合体育館 | 宝達志水総合体育館 | 1977 | 2,693.13 | 済 | 済 |
| | | | 宝達志水総合体育館 | 2013 | 90.13 | 済 | 済 |
| | | 宝達志水武道館 | 宝達志水武道館 | 1982 | 2,394.61 | 対象外 | 対象外 |
| | | 宝達志水グラウンド ゴルフ場クラブハウス | 宝達志水グラウンド ゴルフ場クラブハウス | 2002 | 161.74 | 対象外 | 対象外 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 宝達志水遠的弓道場 | 宝達志水遠的弓道場 | 1991 | 112.00 | 対象外 | 対象外 |
| | | 宝達志水野球場 | 宝達志水野球場 | 1999 | 193.80 | 対象外 | 対象外 |
| | | 宝達志水 スポーツセンター | 宝達志水スポーツ センター | 1976 | 1,667.85 | 未 | 対象外 |
| | | 宝達志水サッカー場 | 宝達志水サッカー場 クラブハウス | 1992 | 40.58 | 対象外 | 対象外 |
| | | 白虎山公園 軽スポーツセンター | 白虎山公園 軽スポーツセンター | 1995 | 454.52 | 対象外 | 対象外 |
| | | 白虎山公園簡易野球場 | 白虎山公園簡易野球場 | 1990 | 54.90 | 対象外 | 対象外 |
| | | 宝達志水北部 軽スポーツセンター | 宝達志水北部 軽スポーツセンター | 1991 | 450.96 | 未 | 対象外 |
| | | 宝達志水多目的 グラウンド | 宝達志水多目的 グラウンド | 1978 | 657.03 | 対象外 | 未 |
| レクリエーション施設 スポーツ・ | レクリエーション施設 | 宝達志水広域 勤労青少年ホーム | 宝達志水広域 勤労青少年ホーム | 1984 | 681.49 | 対象外 | 対象外 |
| | | 山の龍宮城 | 宝達山頂公園施設 (山の龍宮城) | 2023 | 170.75 | 対象外 | 未 |
| | | 志乎・桜の里温泉 「古墳の湯」 | 温泉施設（志乎・桜の里 温泉「古墳の湯」） | 2000 | 552.97 | 対象外 | 未 |
| | 公園 | 伝説の森公園 (モーゼパーク) | 伝説の森公園施設 (記帳所) | 1996 | 4.62 | 対象外 | 対象外 |
| 町営住宅 | 町営住宅 | 河原団地 | 町営住宅河原団地A号棟 | 1993 | 166.08 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 町営住宅河原団地B号棟 | 1993 | 166.08 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 町営住宅河原団地C号棟 | 1993 | 166.08 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 町営住宅河原団地D号棟 | 1994 | 166.08 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 町営住宅河原団地E号棟 | 1994 | 166.08 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 町営住宅河原団地F号棟 | 1994 | 166.08 | 対象外 | 対象外 |
| | | 細見団地 | 町営住宅細見団地1号棟 | 1972 | 195.25 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅細見団地2号棟 | 1972 | 195.25 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅細見団地3号棟 | 1978 | 98.28 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅細見団地4号棟 | 1978 | 98.28 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅細見団地5号棟 | 1978 | 98.28 | 不明 | 不明 |

| 大分類 | 中分類 | 施設名 | 施設名（詳細） | 建築年度 | 延床面積（㎡） | 耐震化(2023年度末) | |
|------|-------|--------|----------------------------|------|----------|--------------|------|
| | | | | | | 耐震診断 | 耐震補強 |
| 町営住宅 | 町営住宅 | 中央団地 | 町営住宅中央団地1号棟 | 1990 | 154.02 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 町営住宅中央団地2号棟 | 1990 | 154.02 | 対象外 | 対象外 |
| | | 今池団地 | 町営住宅今池団地 | 1966 | 31.99 | 未 | 未 |
| | | 荻市団地 | 町営住宅荻市団地A号棟 | 1972 | 157.28 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅荻市団地B号棟 | 1972 | 157.28 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅荻市団地C号棟 | 1972 | 157.28 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅荻市団地D号棟 | 1973 | 170.96 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅荻市団地E号棟 | 1973 | 170.96 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅荻市団地F号棟 | 1973 | 170.96 | 不明 | 不明 |
| | | 荻市団地 | 町営住宅荻市団地G号棟 | 1974 | 191.12 | 不明 | 不明 |
| | | | 町営住宅荻市団地H号棟 | 1974 | 191.12 | 不明 | 不明 |
| | | やわらぎ団地 | 志雄特定公共賃貸住宅・町営住宅やわらぎ団地A号棟 | 1999 | 858.32 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 志雄特定公共賃貸住宅・町営住宅やわらぎ団地B号棟 | 2001 | 858.32 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 志雄特定公共賃貸住宅・町営住宅やわらぎ団地ポンプ室棟 | 1999 | 20.00 | 対象外 | 対象外 |
| | | ほうだつ団地 | 押水特定公共賃貸住宅（ほうだつ団地） | 2000 | 1,292.02 | 対象外 | 対象外 |
| その他 | 公衆トイレ | 公衆トイレ | 免田駅トイレ | 1974 | 6.00 | 対象外 | 未 |
| | | | 敷浪駅前公衆用トイレ | 2013 | 13.52 | 対象外 | 未 |
| | | | 宝達山東間口トイレ | 1993 | 25.50 | 対象外 | 未 |
| | | | 今浜海浜トイレ | 2010 | 74.44 | 対象外 | 未 |
| | | | 中央公園トイレ | 1986 | 21.22 | 不明 | 不明 |
| | | | 志乎・であいの広場トイレ | 1990 | 12.96 | 不明 | 不明 |
| | | | 志乎・桜の里古墳公園トイレ | 1996 | 62.36 | 不明 | 不明 |
| | | | 宝達駅西口トイレ | 2002 | 6.00 | 対象外 | 未 |
| | | | 北川尻子どもの広場トイレ | 1998 | 11.25 | 対象外 | 未 |
| | | | 伝説の森公園施設（公園トイレ） | 1991 | 17.95 | - | - |
| | | | 宝達山頂公園施設（遊歩道トイレ） | 1984 | 19.80 | - | - |
| | | | 宝達山頂公園施設（山頂公園トイレ） | 2016 | 33.97 | - | - |

| 大分類 | 中分類 | 施設名 | 施設名（詳細） | 建築年度 | 延床面積（㎡） | 耐震化(2023年度末) | |
|--------|----------|----------|---------------------|------|----------|--------------|------|
| | | | | | | 耐震診断 | 耐震補強 |
| その他 | その他公共用施設 | その他公共用施設 | 旧北部保育所 | 1976 | 536.31 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 宝達駅東口 コミュニティプラザ | 1995 | 97.35 | 対象外 | 未 |
| | | | 宝達志水町埋蔵 文化財センター | 1984 | 1,058.25 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 多目的運動公園 ふれあいセンター | 1989 | 351.66 | 不明 | 不明 |
| その他 | その他公用施設 | その他公用施設 | 樹木破砕機保管庫 | 2004 | 17.44 | 対象外 | 未 |
| | | | 旧散田分館 | 1925 | 158.67 | 対象外 | 未 |
| | | | 南邑知生活センター | 1976 | 210.06 | 対象外 | 未 |
| | | | 杉野屋小型ポンプ置場 | 1995 | 16.52 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 樋川小型ポンプ置場 | 1996 | 13.22 | 対象外 | 対象外 |
| | | | 沢川区乾燥調整場 | 1977 | 265.00 | 未 | 未 |
| | | | 教職員住宅 | 1970 | 50.22 | 対象外 | 対象外 |
| 協業センター | 1980 | 398.40 | 未 | 未 | | | |

施設量の推移は次のとおりです。

| 延床面積（㎡） | 2019年度末(R1) | 2020年度末(R2) | 2021年度末(R3) | 2022年度末(R4) | 2023年度末(R5) | 2024年度末(R6) |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 行政系施設 | 15,951.9 | 15,951.9 | 15,951.9 | 15,951.9 | 15,951.9 | 15,951.9 |
| 社会教育・文化施設 | 6,332.9 | 6,332.9 | 6,332.9 | 6,332.9 | 6,332.9 | 6,332.9 |
| 福祉施設 | 7,331.6 | 7,333.9 | 6,723.3 | 6,723.3 | 6,723.3 | 6,723.3 |
| 学校教育施設 | 33,296.8 | 33,296.8 | 33,296.8 | 31,965.1 | 31,965.1 | 31,870.8 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 10,466.0 | 10,466.0 | 10,466.0 | 10,210.3 | 10,381.1 | 10,381.1 |
| 町営住宅 | 6,482.3 | 6,482.3 | 6,482.3 | 6,449.9 | 6,417.5 | 6,417.5 |
| その他 | 5,822.7 | 5,822.7 | 5,822.7 | 5,822.7 | 5,740.9 | 5,482.3 |

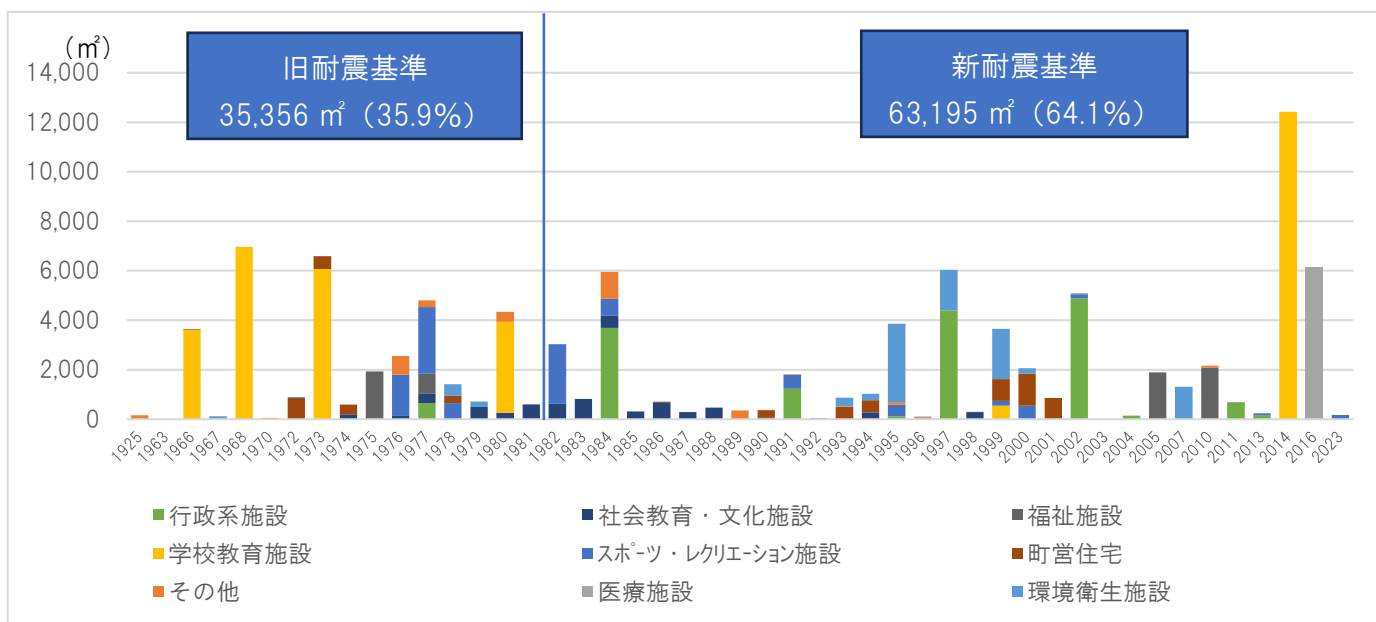
※一部対象外施設を含む、町全体の数値のため、対象施設一覧の合計とは合わない場合があります。

2023 年度末時点の本町全体の公共建築物（一部除く）の施設分類ごとの年代別延床面積は、次のとおりです。

旧耐震基準となる 1981 年以前に建設した公共建築物は 35,356 m²（35.9%）、1982 年以降に建設した公共建築物は 63,195 m²（64.1%）です。

2023 年度末時点で、築 50 年以上の建物が 18.7%あり、その多くが学校教育施設です。

旧耐震基準の施設については耐震化の方針に基づいて工事を進めていきますが、耐用年数を超えて老朽化が進行していくと、建替えを行う必要が生じます。



| 築年数 | 延床面積(m ²) | 割合 |
|-----------------|-----------------------|-------|
| 築 20 年未満 | 25,174 | 25.5% |
| 築 20 年以上 30 年未満 | 21,971 | 22.3% |
| 築 30 年以上 40 年未満 | 5,945 | 6.0% |
| 築 40 年以上 50 年未満 | 21,966 | 22.3% |
| 築 50 年以上 | 23,496 | 23.8% |

※四捨五入の関係により、100%となりません。

2024 年度時点における、本町の「個別施設計画」の対象となる公共建築物の維持管理経費は、次のとおりです。

【各公共建築物の年間維持経費（2024 年度）】（単位：千円）

| 施設分類 | 維持管理経費 | 減価償却費 | 計 |
|-----------------|---------|--------|---------|
| 行政系施設 | 84,793 | 86,489 | 171,282 |
| 防災系施設 | 731 | 2,515 | 3,246 |
| 福祉施設 | 77,798 | 70,942 | 148,740 |
| 学校教育施設 | 346,382 | 97,957 | 444,339 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 96,115 | 34,713 | 130,828 |
| その他 | 26,770 | 8,275 | 35,045 |

維持管理経費：施設を運営するのに必要な物件費、人件費等の合計

減価償却費：建物及び建物附属設備の年間減価償却費の合計

計：維持管理経費と減価償却費の合計値で、施設を1年間運営するのに必要なコスト

【利用状況】

対象施設のうち、利用状況を把握できる施設の2024年度の年間利用状況は次のとおりです。

| 施設分類 | 施設 | 利用人数（人） |
|-----------------|----------------------|---------|
| 行政系施設 | 宝達志水町産業センター | 51 |
| 福祉施設 | 北大海第一保育所 | 31 |
| | 相見保育所 | 98 |
| | 中央保育所 | 86 |
| | 老人福祉センター宝寿荘 | 7,193 |
| 学校教育施設 | 押水小学校 | 222 |
| | 志桜小学校 | 198 |
| | 宝達中学校 | 220 |
| スポーツ・レクリエーション施設 | 宝達志水総合体育館 | 32,827 |
| | 宝達志水武道館 | 7,583 |
| | 宝達志水グラウンドゴルフ場 | 5,451 |
| | 宝達志水スポーツセンター | 561 |
| | 白虎山公園軽スポーツセンター | 153 |
| | 宝達志水広域勤労青少年ホーム | 796 |
| | 温泉施設（志乎・桜の里温泉「古墳の湯」） | 65,251 |
| その他 | 旧北部保育所 | 395 |

【公共建築物の減価償却率の推移】

固定資産台帳を整備した 2016 年度末時点と比較した減価償却率の推移は次のとおりです。

| | 2016 年度末 | 2022 年度末 | 2023 年度末 |
|----|----------|----------|----------|
| 建物 | 50.1% | 58.1% | 58.9% |

※減価償却率：建物の取得価額に対する減価償却累計額の割合によって算出される指標で、資産の老朽化に伴い数値が上昇します。（減価償却率の算出式＝建物及び建物附属設備の減価償却累計額÷取得価額）

現有の施設を今後も維持していくためには、建築物に係る費用だけではなく、運営に係るコストの縮減にも努めていく必要があります。本町の施設分類の中では、多くの学校教育系施設で、耐用年数を超えた、あるいは間近な建物の老朽化が目立ち、今後の更新（いわゆる建替え）が必要と考えられます。

このため更新するための費用と、更新後の減価償却費の増加が予測されます。

固定資産台帳整備後から 2023 年度までの公共建築物における主な工事（改修・除却等）の実績（工事費 1,000 万円以上）は、以下のとおりです。

| 年度 | 対象施設 | 工事内容 | 金額(千円) |
|------|----------|---------------------|---------|
| 2016 | 役場庁舎 | 電気設備等改修、中庭修繕工事 | 50,933 |
| | 山の龍宮城 | 宝達山頂公園駐車場整備、トイレ建設工事 | 47,051 |
| 2018 | 宝達志水武道館 | 武道館改修工事 | 50,000 |
| | 宝達中学校 | エアコン増設工事 | 27,379 |
| | 山の龍宮城 | 避雷設備、宝達山整備(遊歩道)工事 | 10,325 |
| 2019 | 宝達志水武道館 | 改修工事 | 158,955 |
| | 押水第一小学校 | エアコン設置工事 | 38,876 |
| | 宝達小学校 | エアコン設置工事 | 38,876 |
| | 相見小学校 | エアコン設置工事 | 38,876 |
| | 樋川小学校 | エアコン設置工事 | 38,876 |
| | 志雄小学校 | エアコン設置工事 | 38,876 |
| | 埋蔵文化センター | 改修工事 | 92,269 |
| 2020 | 北大海第一保育所 | 改修工事 | 206,623 |
| | 押水第一小学校 | 校内通信ネットワーク整備 | 12,166 |
| | 宝達小学校 | 校内通信ネットワーク整備 | 12,166 |
| | 相見小学校 | 校内通信ネットワーク整備 | 12,166 |
| | 樋川小学校 | 校内通信ネットワーク整備 | 12,166 |
| | 志雄小学校 | 校内通信ネットワーク整備 | 12,166 |
| | 相見小学校 | トイレ改修工事 | 28,703 |
| | ほうだつ団地 | 長寿命化工事 | 20,368 |
| | 宝達駅東口 | 改修工事（外壁、トイレ、手すり新設等） | 19,239 |
| | 押水第一小学校 | 屋上防水改修工事 | 16,280 |
| | 宝達中学校 | 校内通信ネットワーク整備工事 | 60,830 |
| | サッカー場 | サッカー場改修工事設計 | 10,340 |
| | 中央保育所 | 整備工事 | 382,961 |

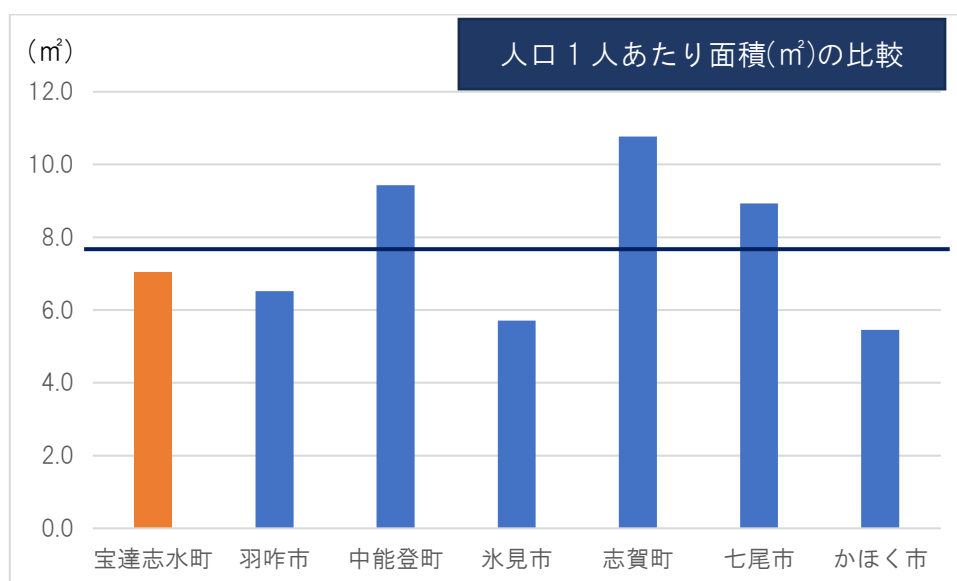
| 年度 | 対象施設 | 工事内容 | 金額(千円) |
|------|---------------|-------------------|---------|
| 2021 | サッカー場 | ナイター照明改修等工事 | 127,656 |
| | 多目的広場 | ローラーすべり台修繕工事 | 18,744 |
| | 相見小学校 | 軒天改修工事 | 16,775 |
| 2022 | 志桜小学校 | 大規模改修工事 | 796,409 |
| | 押水小学校 | 大規模改修工事 | 756,293 |
| | 老人福祉センター | 改修工事 | 22,880 |
| | やわらぎ団地A棟 | 長寿命化工事 | 14,700 |
| | 町民センター | 児童遊戯施設改修整備、遊具設置工事 | 89,454 |
| | 山の龍宮城 | 解体工事等 | 119,704 |
| 2023 | 町民センター | アステラス改修工事 | 383,339 |
| | やわらぎ団地B棟 | 長寿命化工事 | 15,320 |
| | 宝達志水野球場 | 内野フェンス改修工事 | 13,178 |
| | 生涯学習センター | 空調設備更新工事 | 12,962 |
| | 役場庁舎 | 庁舎照明制御盤更新工事 | 11,587 |
| | スクールバス 格納庫 | 新築工事 | 164,887 |

※固定資産台帳：固定資産（建物、道路、公園等）を、その取得から除却（固定資産を廃棄し、その帳簿価額を除くこと）に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの

(2) 公共建築物延床面積の近隣自治体との比較

2023 年度末時点の本町の公共建築物（病院、文化財、水道等除く）の延床面積合計は 82,581 m²であり、県内の近隣自治体と比較すると、人口 1 人あたりの面積では、平均値より低い値となっています。

| 団体 | 延床面積(m ²)※① | 人口(人)※② | 1人あたり面積(m ²) |
|-----------|-------------------------|---------|--------------------------|
| 宝達志水町 | 82,581 | 11,749 | 7.0 |
| 羽咋市 | 126,737 | 19,434 | 6.5 |
| 中能登町 | 154,533 | 16,380 | 9.4 |
| 氷見市 | 238,311 | 41,729 | 5.7 |
| 志賀町 | 187,559 | 17,418 | 10.8 |
| 七尾市 | 410,820 | 45,995 | 8.9 |
| かほく市 | 197,606 | 36,230 | 5.5 |
| 平均値(本町除く) | 219,261 | 29,531 | 7.8 |



※①：延床面積は各団体の「公共施設等総合管理計画」に記載された公共建築物の合計面積

※②：人口は 2025 年 4 月末時点（各団体の住民登録数から引用）

(3) 公共建築物の将来の更新費用

固定資産台帳を基に、本町の施設を保有し続けるために必要な将来更新費用の試算を、以下の条件に基づき行いました。

<試算条件>

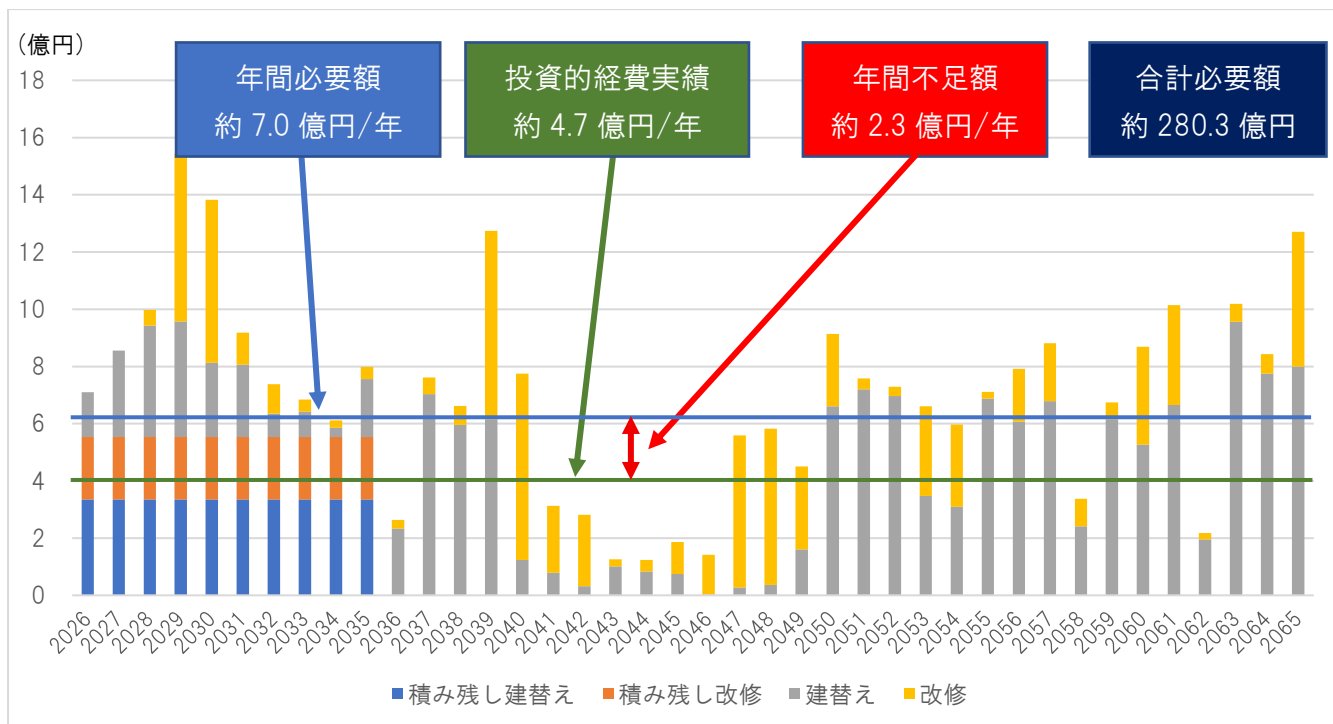
総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」において、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化をはじめとする観点で固定資産台帳の活用が推奨されていることから、本町においても、公会計で整備している固定資産台帳を用いた本町独自の試算条件を下記のとおり設定して、将来更新費用の試算を行いました。

- ・耐用年数、取得金額は固定資産台帳記載のとおりとします。(法定耐用年数)
- ・耐用年数の半分経過時に修繕期間 2 年(金額は取得価額×0.57^{※⑦})とします。
- ・積み残し^{※⑧}改修は修繕期間 10 年間、積み残し建替えは建替え期間 10 年間とします。
- ・建替えは、耐用年数満了時に建替え期間 3 年(金額は取得金額のまま)とします。

結果として、現在の公共建築物を保有し続けた場合、2026 年から 2065 年までの合計で約 280.3 億円(7.0 億円/年)、本計画期間内では約 92.4 億円(約 9.2 億円/年)が必要となることが想定されます。

2016 年 3 月の第 1 次本計画策定時は、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」による全国一律の数値を用いた試算でしたが、今回は公会計で整備する固定資産台帳を基に試算を行うことで、本町独自の取得金額や耐用年数等を特定した上で将来負担額の明確化を行いました。

今回の試算では、1 年間で 7.0 億円必要なのに対して、過去 10 年の投資的経費実績は 4.7 億円のため、毎年約 2.3 億円が不足する見込みです。



※⑦：0.57＝総合管理計画策定で利用した「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修と建替えの初期設定単価の差の平均値

※⑧：積み残しとは、試算時点で改修や建替え実施年数を既に経過し、改修・建替えされずに残されているケースです。なお、試算時に、償却率が85%以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、改修は行わずに耐用年数を迎える年度に建替えをするものとしています。一定時期に費用が集中することを避けるため、試算時より今後10年間で均等化することとします。

(4) インフラ施設の状況

公共施設等の課題解決を実施していくためには、インフラ施設（道路・橋りょう・水道等）の保有についても、分析していく必要があります。インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っており、不可欠な施設と考えます。

次にインフラ施設の保有状況と推移は、以下のとおりです。

| 道路 | | 合計 | 町道 | | | 農道 | 林道 |
|---------|-----------------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 1級 | 2級 | その他 | | |
| 2019年度末 | 道路延長(km) | 257.4 | 42.5 | 24.3 | 190.6 | 255.7 | 100.5 |
| | 面積(k m ²) | 1,799.9 | 429.1 | 210.1 | 1,160.7 | - | - |
| 2020年度末 | 道路延長(km) | 257.4 | 42.5 | 24.3 | 190.6 | 255.7 | 100.5 |
| | 面積(k m ²) | 1,800.5 | 429.1 | 210.1 | 1,161.3 | - | - |
| 2021年度末 | 道路延長(km) | 259.1 | 42.5 | 24.3 | 192.3 | 254.7 | 100.5 |
| | 面積(k m ²) | 1,810.5 | 430.1 | 210.1 | 1,170.3 | - | - |
| 2022年度末 | 道路延長(km) | 259.5 | 42.5 | 24.3 | 192.7 | 254.7 | 100.5 |
| | 面積(k m ²) | 1,814.5 | 430.9 | 210.1 | 1,173.5 | - | - |
| 2023年度末 | 道路延長(km) | 259.5 | 42.5 | 24.3 | 192.7 | 254.7 | 100.5 |
| | 面積(k m ²) | 1,816.0 | 431.9 | 210.1 | 1,174.0 | - | - |
| 2024年度末 | 道路延長(km) | 259.5 | 42.5 | 24.3 | 192.7 | 254.7 | 100.5 |
| | 面積(k m ²) | 1,816.0 | 431.9 | 210.1 | 1,174.0 | - | - |

| 橋りょう | | 合計 | PC橋 | RC橋 | 鋼橋 | その他 |
|---------|---------------------|--------|---------|---------|-------|-----|
| 2019年度末 | 橋りょう数(橋) | 143 | 76 | 53 | 8 | 6 |
| | 延長(m) | 2,080 | 1,227.2 | 699.2 | 153.7 | 0.0 |
| | 面積(m ²) | 12,659 | 6,821.4 | 5,300.0 | 538.0 | 0.0 |
| 2020年度末 | 橋りょう数(橋) | 143 | 65 | 64 | 8 | 6 |
| | 延長(m) | 2,080 | 1,227.2 | 699.2 | 153.7 | 0.0 |
| | 面積(m ²) | 12,659 | 6,821.4 | 5,300.0 | 538.0 | 0.0 |
| 2021年度末 | 橋りょう数(橋) | 143 | 65 | 64 | 8 | 6 |
| | 延長(m) | 2,080 | 1,227.2 | 699.2 | 153.7 | 0.0 |
| | 面積(m ²) | 12,659 | 6,821.4 | 5,300.0 | 538.0 | 0.0 |
| 2022年度末 | 橋りょう数(橋) | 143 | 65 | 64 | 8 | 6 |
| | 延長(m) | 2,080 | 1,227.2 | 699.2 | 153.7 | 0.0 |
| | 面積(m ²) | 12,659 | 6,821.4 | 5,300.0 | 538.0 | 0.0 |
| 2023年度末 | 橋りょう数(橋) | 144 | 66 | 64 | 8 | 6 |
| | 延長(m) | 2,106 | 1,252.7 | 699.2 | 153.7 | 0.0 |
| | 面積(m ²) | 12,838 | 6,999.9 | 5,300.0 | 538.0 | 0.0 |
| 2024年度末 | 橋りょう数(橋) | 144 | 66 | 64 | 8 | 6 |
| | 延長(m) | 2,106 | 1,252.7 | 699.2 | 153.7 | 0.0 |
| | 面積(m ²) | 12,838 | 6,999.9 | 5,300.0 | 538.0 | 0.0 |

| 上水道 | | 総延長 | 導水管 | 送水管 | 配水管 |
|---------|---------|---------|-------|-------|---------|
| 2019年度末 | 管路延長(m) | 185,751 | 2,324 | 8,008 | 175,419 |
| | 上水道(m) | 185,751 | 2,324 | 8,008 | 175,419 |
| 2020年度末 | 管路延長(m) | 186,185 | 2,324 | 8,008 | 175,853 |
| | 上水道(m) | 186,185 | 2,324 | 8,008 | 175,853 |
| 2021年度末 | 管路延長(m) | 186,576 | 2,324 | 8,008 | 176,244 |
| | 上水道(m) | 186,576 | 2,324 | 8,008 | 176,244 |
| 2022年度末 | 管路延長(m) | 187,216 | 2,324 | 8,008 | 176,884 |
| | 上水道(m) | 187,216 | 2,324 | 8,008 | 176,884 |
| 2023年度末 | 管路延長(m) | 187,622 | 2,324 | 8,008 | 177,290 |
| | 上水道(m) | 187,622 | 2,324 | 8,008 | 177,290 |
| 2024年度末 | 管路延長(m) | 188,128 | 2,324 | 8,008 | 177,796 |
| | 上水道(m) | 188,128 | 2,324 | 8,008 | 177,796 |

| 下水道 | | 総延長 | コンクリート管 | 陶管 | 塩ビ管ほか |
|---------|---------|---------|---------|-------|---------|
| 2019年度末 | 管路延長(m) | 152,890 | 5,502 | 2,060 | 145,328 |
| 2020年度末 | 管路延長(m) | 152,890 | 5,502 | 2,060 | 145,328 |
| 2021年度末 | 管路延長(m) | 152,890 | 5,502 | 2,060 | 145,328 |
| 2022年度末 | 管路延長(m) | 153,575 | 5,502 | 2,060 | 146,013 |
| 2023年度末 | 管路延長(m) | 154,074 | 5,502 | 2,060 | 146,512 |
| 2024年度末 | 管路延長(m) | 154,694 | 5,502 | 2,060 | 147,132 |

【主なインフラ施設の減価償却率の推移】

固定資産台帳を整備した2016年度末時点と比較した減価償却率の推移は次のとおりです。

| | 2016年度末 | 2022年度末 | 2023年度末 |
|----------|---------|---------|---------|
| 町道 | 74.3% | 79.4% | 78.7% |
| 橋りょう | 62.2% | 71.8% | 47.1% |
| 公園 | 92.4% | 99.4% | 99.6% |
| 上水道（建物） | - | - | 70.4% |
| 上水道（構築物） | - | - | 64.7% |
| 下水道（建物） | - | - | 55.0% |
| 下水道（構築物） | - | - | 44.5% |
| 病院 | - | - | 27.9% |

※上水道、下水道、病院は公営企業法適用の関係により、最新年度末のみ

(5) インフラ施設の将来の更新費用

インフラ施設の更新費用も、公共建築物と同様に総務省の推奨のとおり固定資産台帳を活用し、本町独自の試算条件を下記のとおり設定して、将来更新費用の試算を行いました。

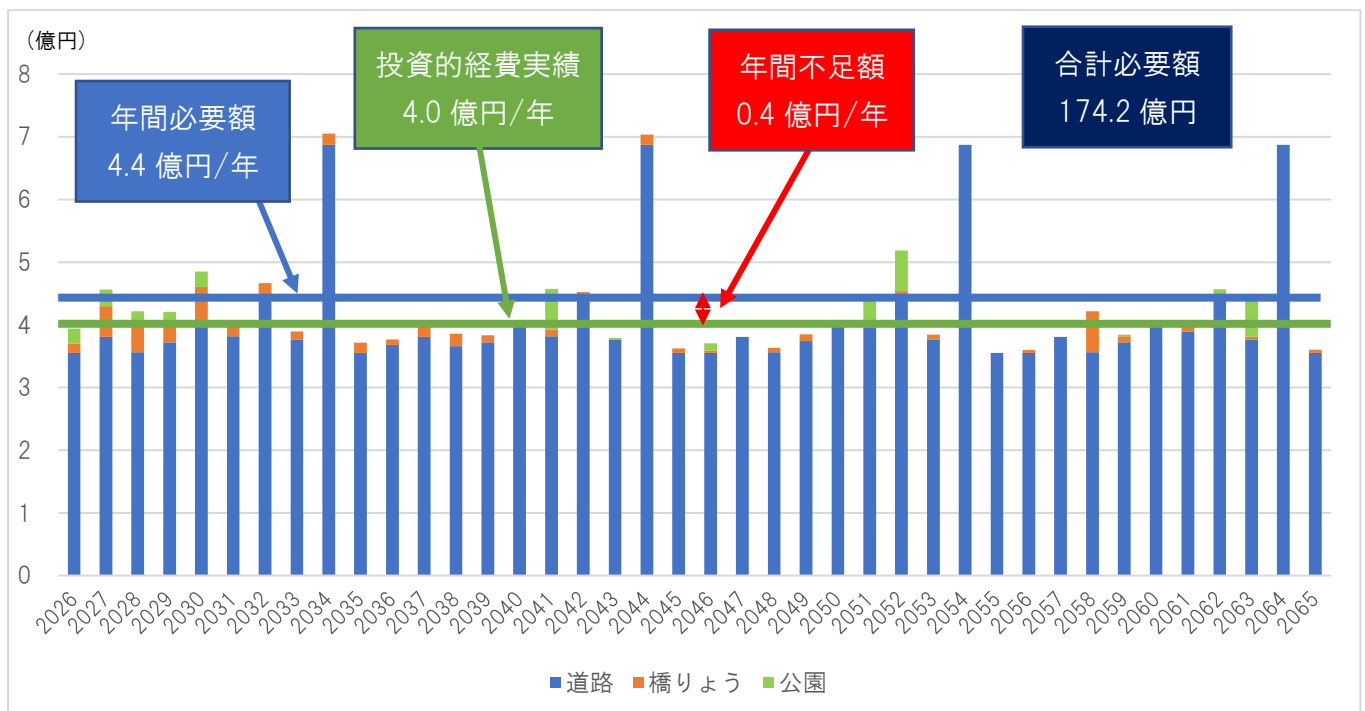
◆道路（舗装）

- ・試算時点で耐用年数を迎えている資産は、今後10年毎均等に工事することとします。
- ・固定資産台帳記載の金額、耐用年数で更新することとします。

◆橋りょう、公園

- ・全資産を、記載された耐用年数経過時に、取得価額と同額で更新することとします。
- ・費用の集中を避けるため、試算時に既に耐用年数を迎えている資産は、今後5年間で均等に工事することとします。

試算結果は、現在のインフラ施設を保有し続けた場合、2026年からの2065年までの合計で約174.2億円（約4.4億円/年）、本計画期間内では約45.1億円（約4.5億円/年）の更新費用が必要になると想定されます。過去10年間の道路と橋りょうの投資的経費実績から見ると、実績額が4.0億円に対して必要額が4.4億円のため、毎年0.4億円が不足する見込みです。また、道路は舗装部分だけの試算となるため、実際には、試算結果以上の費用が必要となることが予測されます。



| 種別 | 道路 | 橋りょう | 公園 |
|----------------|----------|--------|--------|
| 計画期間内の合計必要額 | 164.6 億円 | 5.6 億円 | 3.9 億円 |
| 必要年額 | 4.1 億円 | 0.1 億円 | 0.1 億円 |
| 過去10年の投資的経費平均額 | 3.3 億円 | 0.6 億円 | -※⑨ |

※⑨：公園のみの投資的経費平均額の算出は無し

4. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

4-1 公共建築物長寿命化による建替え年数の延長

(1) 耐用年数（寿命）の考え方

本章 3-(3)及び(5)では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の4つに分類されます。

| | |
|---------|--|
| 物理的耐用年数 | 公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数 |
| 経済的耐用年数 | 継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数 |
| 法定耐用年数 | 固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 (固定資産台帳で採用) |
| 機能的耐用年数 | 使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数 |

上記のうち、物理的耐用年数が、その他の耐用年数より長くなるのが一般的ですが、固定資産台帳では法定耐用年数を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章 3-(3)及び(5)です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本町でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要と考えます。

(2) 長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めていくためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、法定耐用年数を採用しています。本章 3-(3)及び(5)の試算結果は、法定耐用年数が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用しています。また、公共建築物は、法定耐用年数を超える前に改修することで、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用できると仮定して試算します。

その場合の建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会)が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて設定し、公共建築物の耐用年数を次のとおり考察します。

| 公共建築物の構造 | | 公共建築物の耐久計画 における耐用年数 | 耐用年数 (上限値) | 耐用年数 (平均値) |
|----------|-------|------------------------|---------------|---------------|
| SRC 造 | 高品質 | 80～120 年 | 120 年 | 100 年 |
| RC 造 | 普通品質 | 50～80 年 | 80 年 | 65 年 |
| S 造 | 普通品質 | 50～80 年 | 80 年 | 65 年 |
| | 軽量鉄骨造 | 30～50 年 | 50 年 | 40 年 |
| CB 造 | | 30～50 年 | 50 年 | 40 年 |
| 木造 | | 30～50 年 | 50 年 | 40 年 |

※SRC 造・RC 造の高品質、普通品質の区別は、耐久性の高低によります

※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります

上記で示すとおり、構造別の耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替え年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建設から建替えまでに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設用途の変更が考えられること等から、耐用年数は、上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できる値として、普通品質、平均値を採用します。

この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の目標耐用年数と同じ値であります。

（３）公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

長寿命化対策を行う場合の将来更新費用試算と効果額の算出を行いました。算出の条件として、以下を設定し、耐用年数については、(2)の考え方にに基づき、下表のとおりとしました。

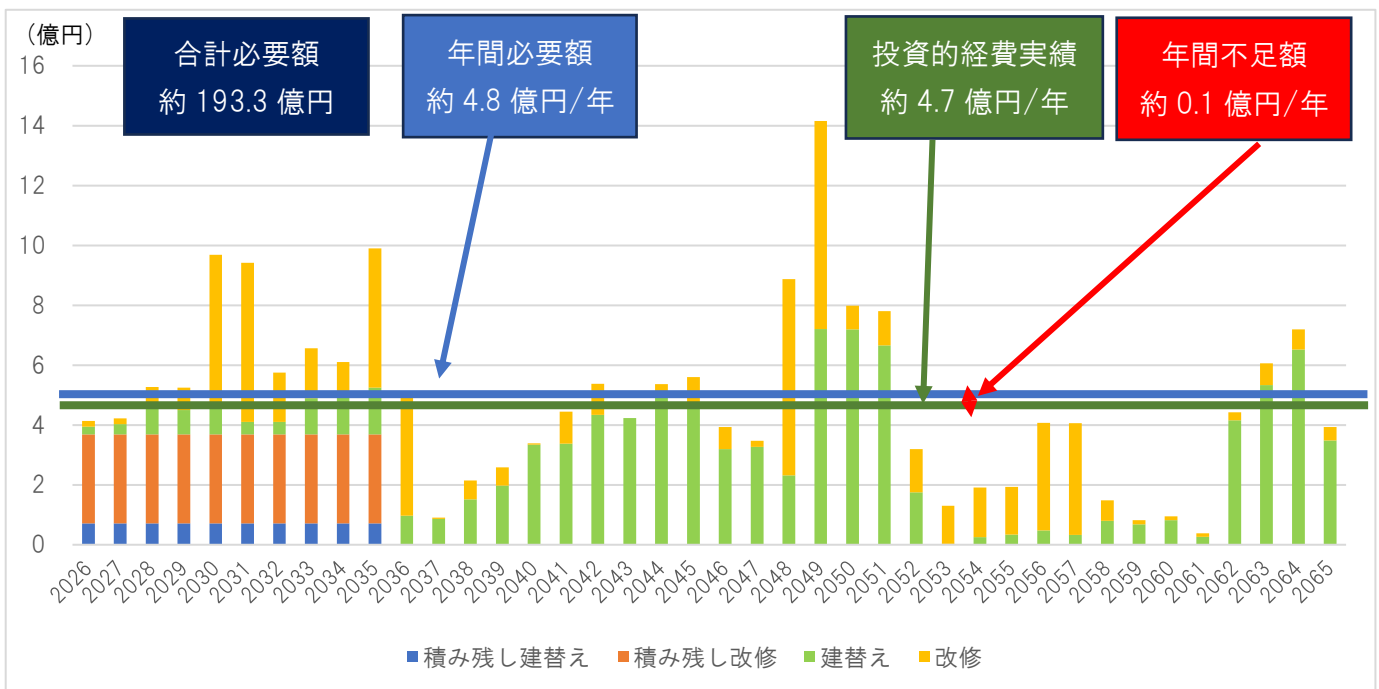
<試算条件>

- ① 耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替え
- ② 耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約 6 割の額で改修

| 構造 | 耐用年数（平均値） |
|-------------------|------------------|
| RC 造（鉄筋コンクリート） | 65 |
| SRC 造（鉄骨鉄筋コンクリート） | 65 |
| S 造（鉄骨コンクリート造含む） | 52 ^{※⑩} |
| 木造 | 40 |
| その他 | 40 |
| 附属設備 | 20 |

※⑩：普通品質の平均値（65 年）と軽量鉄骨造（40 年）の平均値

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、以下のとおりとなりました。



<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、2025年から2065年までの合計で約193.3億円（約4.8億円/年）、本計画期間内では約66.3億円（約6.6億円/年）となります。

本章3-(3)で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約280.3億円（約7.0億円/年）であるため、長寿命化により、将来必要額は抑えられることとなりますが、投資的経費（普通建設事業費）の既往実績額（過去10年間平均）が約4.7億円/年に対して、必要な金額は約4.8億円となるので、長寿命化対策を実施しても、費用を賄うことができない予測です。

また、この試算では、各資産の取得時の価額を用いていますが、近年は物価及び建築資材等の上昇に伴い、建築費が高騰しており、取得時の価額で同じ資産を、全く同じく更新することは非常に難しいと考えています。実際には、試算以上の金額が必要となることが想定されるため、決して楽観視できる結果ではないと考えています。

4-2 インフラ施設長寿命化による更新年数の延長

(1) 耐用年数（寿命）の考え方

インフラ施設についても、法定耐用年数が採用されています。インフラ施設は、住民の生活に密接に関わる施設が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、本章4-1-(1)で示したように、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長くインフラ施設を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていく必要があると考えます。

(2) 長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ施設も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めていくためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

① 道路（舗装）

本町では、多くの舗装路面がアスファルトで、法定耐用年数は10年です。

今回の試算においては、「道路設計要領（中部地方整備局 第6章）」における、一般国道の設計期間に基づき、舗装路面の耐用年数を20年と設定することとします。

② 橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、全て60年です。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究（国土交通省 国土技術政策総合研究所）」で示されている内容を踏まえ、また、「宝達志水町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の1.5倍は使用可能と判断し、試算することとします。（その間、適切な維持管理を行うことを前提としますが、維持管理に必要な点検費用等は試算結果に含まないこととします。）

③ 公園

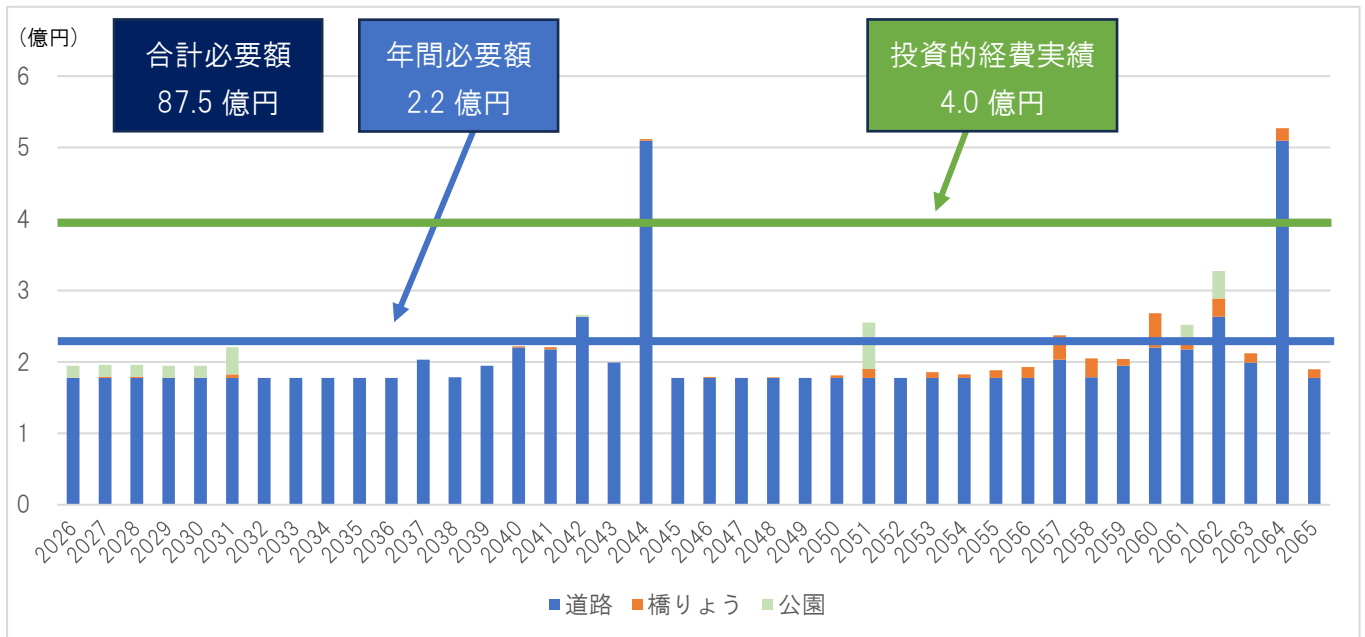
公園は、固定資産台帳では資産別に耐用年数が設定されており、10年～20年です。

今回の試算においては、国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」の記載を参考に、同指針の「使用見込み期間」を長寿命化した場合の使用年数とし、「制限処分期間」を耐用年数とし、同指針が示す「事後保全型における使用見込み期間」を採用することとし、使用可能年数（長寿命化する場合の耐用年数）を、下記のように設定します。

| 分類 | 使用可能年数 |
|-----------------------|-------------|
| 処分制限期間が20年未満の施設 | 処分制限期間の2倍 |
| 処分制限期間が20年以上～40年未満の施設 | 処分制限期間の1.5倍 |
| 処分制限期間が40年以上の施設 | 処分制限期間の1倍 |

(3) 長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

インフラ施設の長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算は、以下のとおりとなりました。



<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、2025年から2065年までの合計で約87.5億円（約2.2億円/年）、本計画期間内では約19.1億円（約1.9億円/年）となります。

いずれも、過去10年の投資的経費実績である約4.0億円より低くなります。

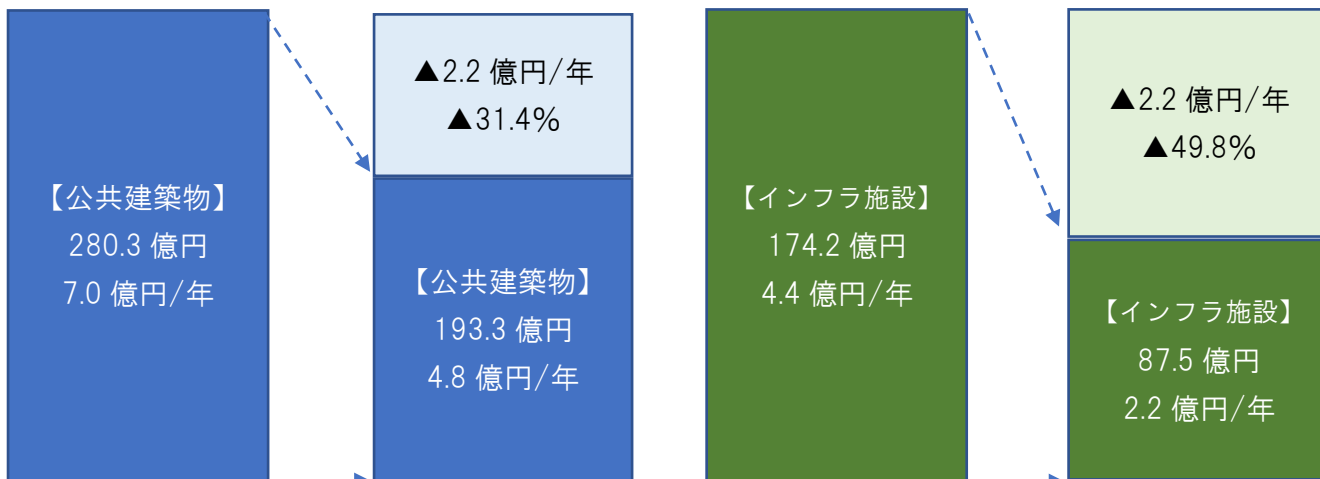
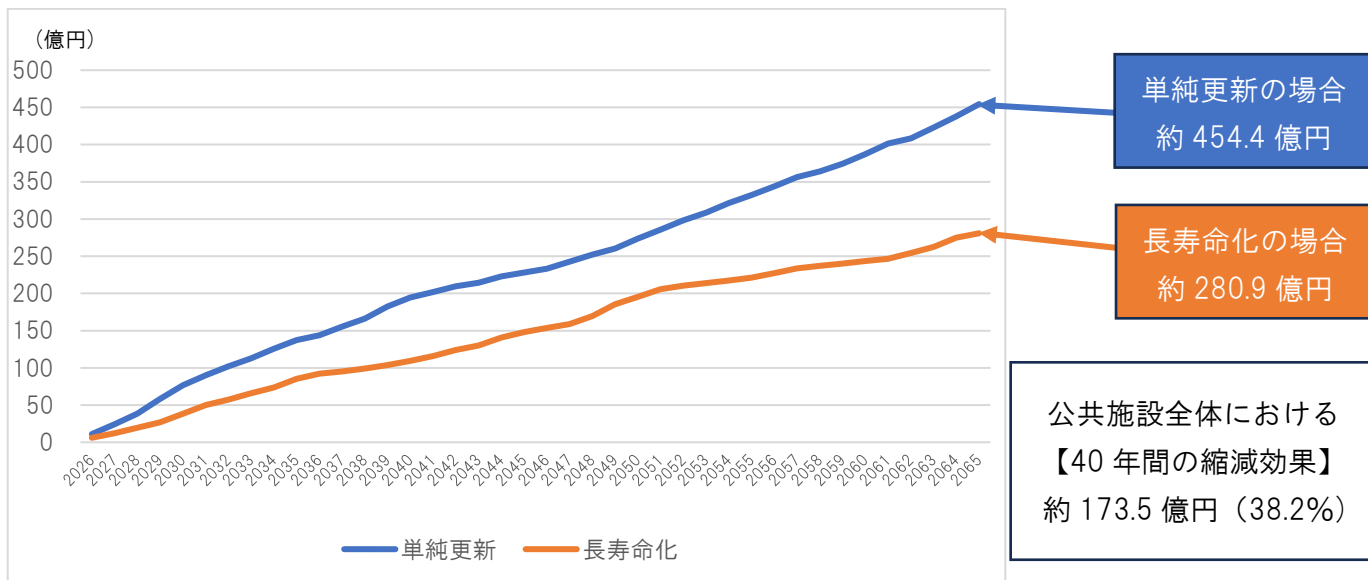
本章3-(5)で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約174.2億円（約4.4億円/年）であるため、長寿命化により将来の更新費用は大きく抑えられることとなります。

(4) 対策の効果額

長寿命化対策による効果額は以下のとおりです。

「単純更新」とは、本章 3-(3)及び(5)で示したように、固定資産台帳の耐用年数経過時に更新する場合の試算で、「長寿命化」とは、本章 4-(3)及び 4-2-(3)で示したように、長寿命化対策を行った場合の試算結果です。

長寿命化対策を行うことで、本町全体で、今後 40 年間で、約 173.5 億円の縮減効果が予想されます。



第3章 本町の課題

1. 資産削減目標率の設定

本町の人口は、人口ビジョンの推計によると、今後、減少する予測となっています。また、人口減少に伴って税収の減少も予測されています。

第2章の試算では、公共建築物並びにインフラ資産、どちらも、過去の投資的経費実績よりも、更新費用が多くなる結果となりました。そのため、本町では資産を削減していく必要があると考え、次のとおり、人口動向と財政の2つの観点から、公共建築物の削減目標を計算し、設定します。

なお、インフラ資産については、削減の必要性が見取れますが、町民の生活に直結する分野のため、本計画内での削減目標は立てないこととします。

A：人口動向の視点

将来の適切な施設規模となるよう、本町の公共施設全体の方針を定める本計画においては、人口動向面からの施設削減率の設定が重要と考えます。

各年の人口数値は、本章1-(1)の数値と、国勢調査の実績を活用して試算します。2025年と2065年の人口減少率を算出し、その同程度を資産削減目標率と考えることとします。

人口動向面から試算する、試算削減目標率は、次のとおりです。

| 年 | 人口 | 5年減少率 |
|-------|--------|-------|
| 2015年 | 13,174 | |
| 2020年 | 12,121 | 8.0% |
| 2025年 | 11,154 | 8.0% |
| 2030年 | 10,316 | 7.5% |
| 2035年 | 9,544 | 7.5% |
| 2040年 | 8,826 | 7.5% |
| 2045年 | 8,123 | 8.0% |

本計画の対象期間である、2026年から2045年の20年間の資産削減率を算出するために、本計画を策定した2015年と2035年の20年間と、本計画を改訂した2025年と2045年の20年間の、人口減少率をそれぞれ算出し、その平均値を採用することとします。

| 年 | 人口 | 減少率 |
|-------|--------|-------|
| 2015年 | 13,174 | |
| 2035年 | 9,544 | 27.6% |

| 年 | 人口 | 減少率 |
|-------|--------|-------|
| 2025年 | 11,154 | |
| 2045年 | 8,123 | 27.2% |

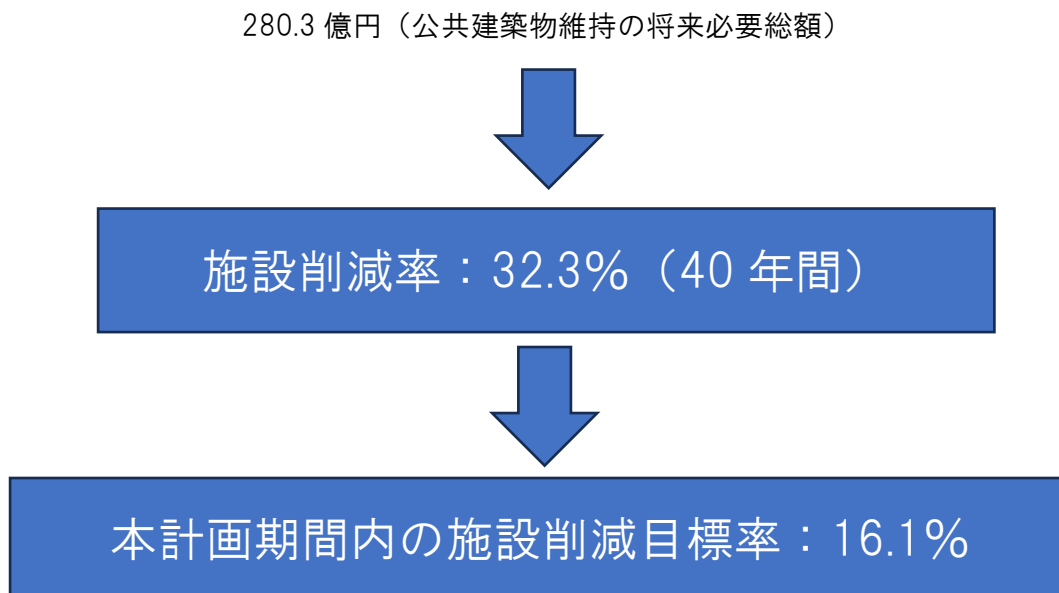


本計画期間内の
施設削減目標率：27.4%

B：財政面

本章 3-(3)で試算した将来必要額と、本町がこれまで公共施設に投じてきた投資的経費の実績値を比較することで、資産の削減率を算出します。

280.3 億円（公共建築物維持の将来必要総額） — 189.6 億円（投資的経費の実績平均額）



A、B の算出結果を踏まえて、本町の公共建築物の延床面積を、本計画期間（2016 年度～2035 年度）内に 20%削減することを目標とします。

本計画の計画期間の初年度である 2016 年度当初の延床面積と、2024 年度末時点の面積を比較して、達成できた面積及び削減率は次のとおりです。

| | 2016 年度 | 2024 年度末 |
|---------|---------|----------------------|
| 延床面積（㎡） | 105,287 | 98,552 ^{※①} |
| 減少面積 | | 6,735 ㎡（6.4%） |

本計画策定当初における、本計画期間（2016 年度～2035 年度）内の一般会計における公共建築物の施設削減目標は、40.1%でした。

上記の表に照合すると、 $105,287 \text{ ㎡} \times 40.1\% = 42,220 \text{ ㎡}$ もの面積の削減が必要という試算に対して、2024 年度末時点で、6,735 ㎡しか削減できておらず、6.4%しか達成できていないこととなります。

今回の改訂で改めて将来必要額を試算したところ、 $98,552 \text{ ㎡} \times 20\% = 19,710 \text{ ㎡}$ の削減を、2035 年度までに達成することを目標とします。

2016 年度からはじまっている本計画の進捗において、施設削減が想定通りに進んでいないことも、本町の課題の一つであると考えており、個別施設計画等との連動により、本計画期間内の削減目標の達成、施設削減に頼らないで運営していけるようなコスト削減を、積極的に進めていくこととします。

※①：2024 年度末時点の公共建築物合計（水道、下水道、病院は含み、文化財施設は含まない）

2. 公共施設等の維持・更新に要する費用と財源への対応

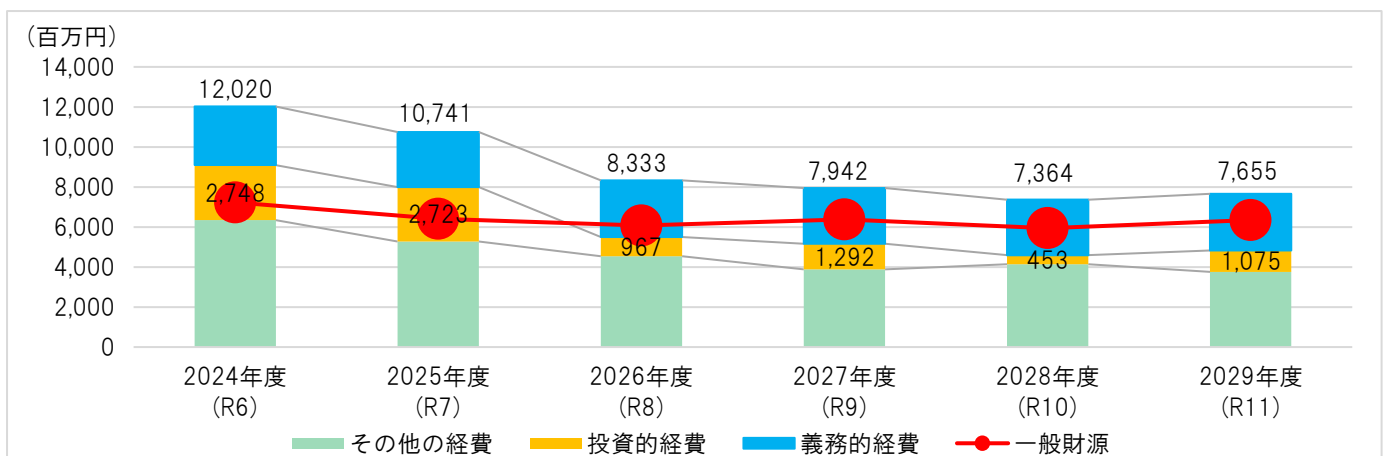
第2章2で示したように、本町の歳入状況を見ると、町税が横ばいである一方、歳出を見ると、人件費、扶助費、物件費が増加傾向です。今後、人口が減少していく中で、歳入である町税の減少が予測され、第2章1-(2)で示したように、人口に占める高齢者の割合が増加するなど、経常経費となる扶助費の額も上昇していくことで、公共施設等に充てられる費用は減少していくことが予測されます。

このような中、公共施設等の老朽化は着実に進み、多くの費用が必要となることが試算結果から判明しました。また、長寿命化の対策を行うことで、財政的な負担がやや少なくなることが分かりました。

ただし、近年の物価や建築資材等の高騰により試算結果以上の金額が必要になることは予測されるほか、病院や水道等の公営企業会計資産についても維持していく必要があり、将来にわたり現在の公共施設等、特にインフラ施設を保持し続けるためには、その維持や保全に係る支出を賄える財源の確保策は必要です。

本町では、現在の投資的経費を将来に渡って維持することは困難と想定されるため、2029年度までを対象とする「事業実施計画」の推計により、公共施設等の維持管理に充当可能な財源の見込みを把握します。ただし、推計にあたっては、本町における今後の人口推計や現在想定されうる特殊要因のみに連動した簡略的な推計であるため、近年の物価上昇や今後の税制改正や人員配置の変更等は考慮していません。

(1) 投資的経費の見込み



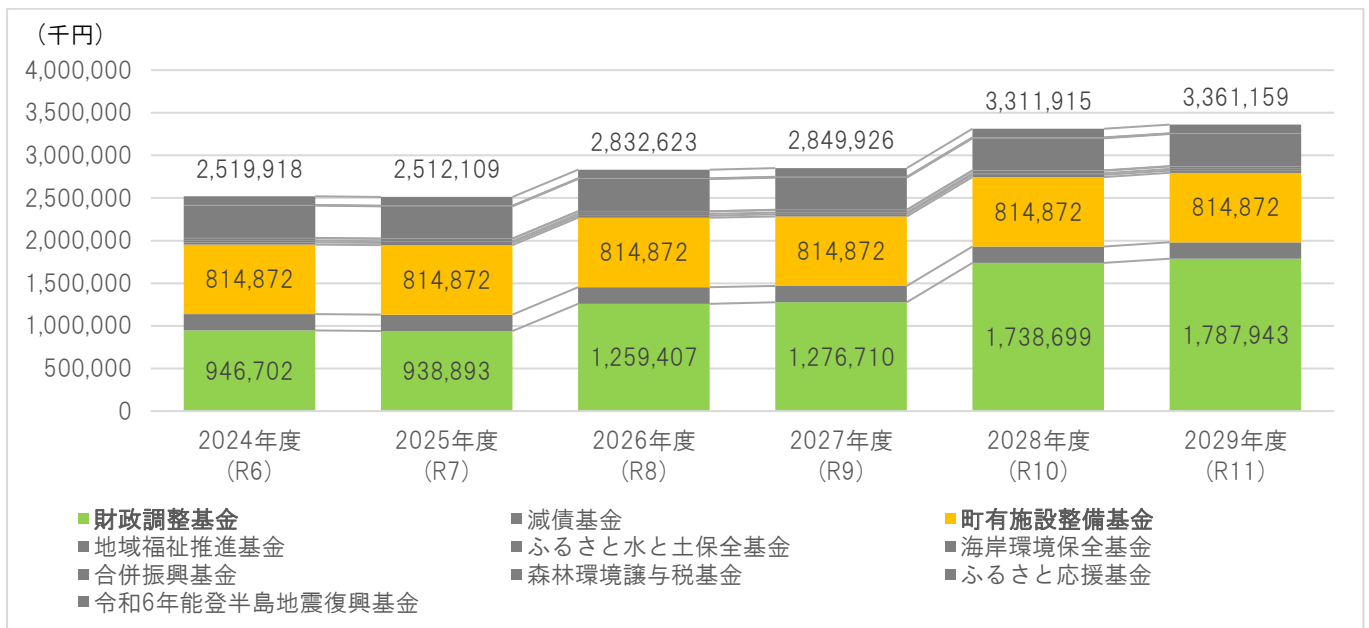
次に、本町全体の投資的経費から公共建築物に充当できる金額を算出します。2015年度～2023年度の本町全体の投資的経費実績のうち公共建築物に充当した額の割合は平均36.8%でしたので、その率を各年度の予測に乗算して、公共建築物に充当できる財源として見積もることとします。

| | 町全体投資的経費 (百万円) | | 公共建築物投資的経費予測(百万円) |
|-------------|----------------|-------|-------------------|
| | 実績 | 予測 | |
| 2024年度(R6) | 2,383 | 2,748 | 1,011 |
| 2025年度(R7) | | 2,723 | 1,002 |
| 2026年度(R8) | | 967 | 359 |
| 2027年度(R9) | | 1,292 | 475 |
| 2028年度(R10) | | 453 | 167 |
| 2029年度(R11) | | 1,075 | 396 |
| | 平均値 | 1,543 | 568 |

(出典：「宝達志水町 事業実施計画」)

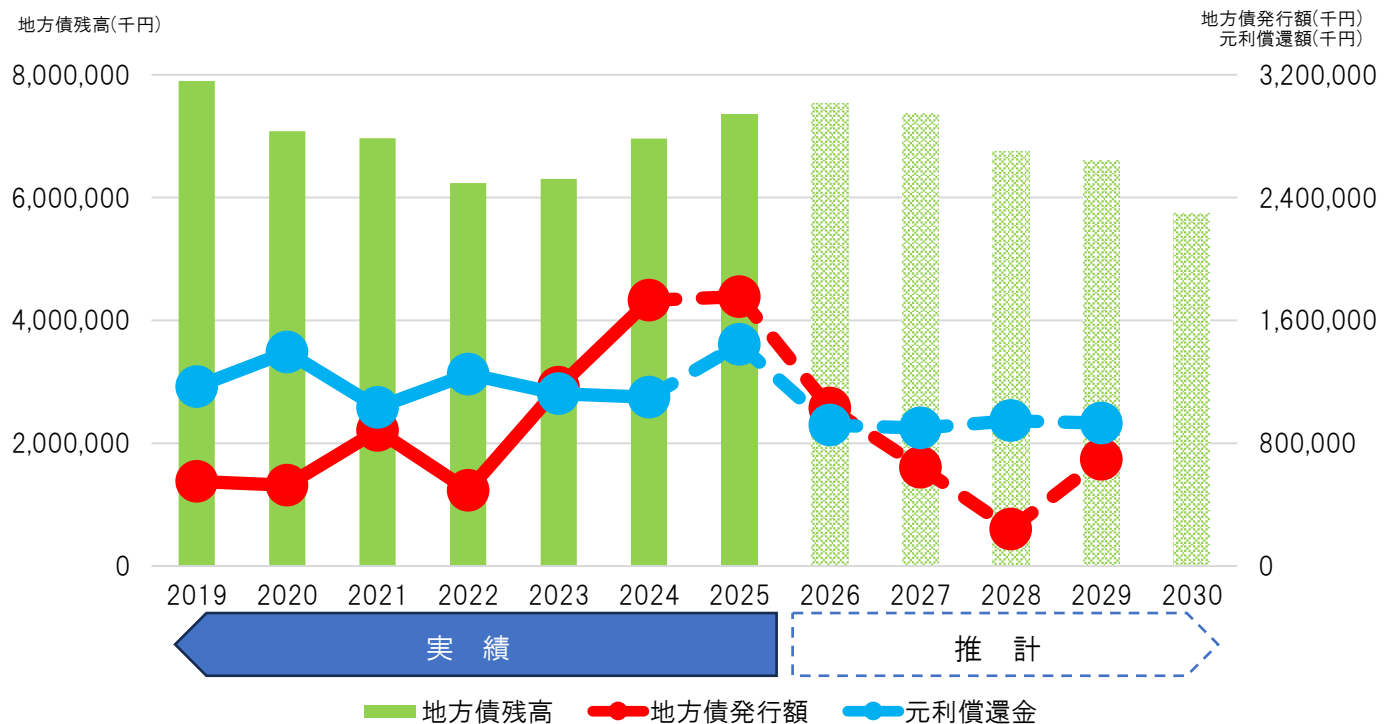
(2) 基金の見込み

基金の中でも、公共施設等に充当できる基金として「財政調整基金」「町有施設整備基金」の残高推移予測は次のとおりです。



(3) 地方債の見込み

公共施設等の整備に充当できる財源として地方債（町債）があります。その残高推移予測は次のとおりです。



(4) 充当可能財源の見込み

公共施設等は年々老朽化が進むと想定されますが、過去10年間の投資的経費実績(4.7億円/年)に対して、本項「投資的経費の見込み」で示した将来の公共建築物に充当可能財源予測は5.7億円/年です。

一方で、本章3-(3)及び4-1-(3)での試算結果では、公共建築物の維持に必要な試算額がわかりました。これらを踏まえて、本町の公共建築物の維持について、下記のとおり考えます。

A：耐用年数経過時に更新する場合

5.7億円(公共建築物に充当可能な財源) - 7.0億円(公共建築物維持に必要な年額) = ▲1.3億円

B：長寿命化対策を施して更新する場合

5.7億円(公共建築物に充当可能な財源) - 4.8億円(公共建築物維持に必要な年額) = 0.9億円

上記のとおり、耐用年数経過時に更新していく場合には財源が不足することが予測されるため、基金の取崩しや、地方債の借入等による財源確保が必要となります。

他方、長寿命化対策を施せば、本町全体の公共建築物を維持できる試算にはなりますが、近年の物価や建築資材の高騰から考えると、試算結果以上に金額は必要となると推測しています。

これらのことから、本町の公共施設を整備する財源が不足すると予測されることから、適切な施設削減と継続的なコスト縮減に努める必要があると考えています。

3. 固定資産台帳の精緻化と財務書類の活用

本章では、固定資産台帳を活用した将来必要額の試算を行いました。本町固有のデータでの試算のため、信憑性の高い試算結果であると考えますが、登録内容の精緻化を今後進めていく必要があります。

地方公会計制度の一環で整備している固定資産台帳は、本町全体の施設マネジメントに活用できる情報源となるため、今後、より一層、各施設の担当課の意識を高め、更新の精度を上げて情報の充実を図り、コスト縮減のための現状把握や対策検討、実効策の結果確認等のために施設別セグメント分析を行う、公会計で作成する財務書類も活用するなど、多角的に施設の維持管理運営に当たることとします。

第4章 公共施設等に関する基本方針

1. 全庁的な取組体制の構築方針

本計画の対象は、本町が保有する全ての公共施設等であることから、全庁的な体制で取組を推進していくために、企画部門、財政部門、管財部門と公共施設等を実際に管理している所管部門が連携しながら、公共施設等の点検や修繕履歴の蓄積や分析などの施設情報の管理と共有化、本計画の進捗管理を行います。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、建築物の機能や性能を適切に保つために、建築物や設備機器の異常・劣化等の状態を調査することであり、不具合が大きなトラブルにつながる前に必要に応じた対応措置を行い、施設を適正に維持管理していくための重要な作業のひとつです。

したがって、法律や国の技術基準等に準拠し、既存の長寿命化計画に照らし合わせて、専門的見地から適正に調査、点検及び診断を実施します。

また、法令に定められた点検はもとより、日常的に施設の不具合等に気を配り、早期発見に努めるため、データを集積、記録して残しておくことが重要です。

そこで、調査、点検及び診断した結果は、この計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、管理する仕組みを構築し、実行します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

適切な点検や診断の実施により、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う、事後的管理ではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を可能とすることに加え、環境負荷の低減や将来的な事業費の平準化等ライフサイクルコスト（建築物や土木構造物における企画・設計から建設・運用した後、解体に至るまでの期間に必要とされる総費用）の低減に留意することが重要です。

そのため、公共施設等の健全性を確認し、良好な建物は長期に使用するため、特に重要な部位（屋根・屋上・外壁）は点検・診断に基づき早期の劣化対策を実施するなど、施設別に検討を進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難所としても活用されるため、耐震化を着実、計画的に実施しており、耐震化が完了していない一部の建築物については、「宝達志水町耐震改修促進計画」に基づき、改修時期等を踏まえ順次対応していきます。

インフラ施設については、住民生活における重要性や緊急性等の観点から優先度を判断し、引き続き耐震化を推進します。

また、公共施設等に限らず、住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、「宝達志水町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、今後も、町内の住宅の耐震化を強く推進しています。

(5) 長寿命化の実施方針

予防保全の実施により、施設の長寿命化が図られる一方で、施工当時、公共施設等に求められていたニーズが変化してきていることも事実です。全ての施設を単に長寿命化するのではなく、その施設を利用して提供されているサービスが将来にわたって必要なものであるか、その規模は変化していないかなど、サービス面からも検証し、現在のニーズに適合する計画的な長寿命化の実施を検討します。

なお、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、本計画の内容を踏まえつつ、当該計画に則り長寿命化を推進していきます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」等に基づき、新たに公共施設等を整備する場合や、既存施設の改修工事等を実施する際には、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(7) 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、本町では「第3次宝達志水町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」)を策定し、2019年度から脱炭素社会実現に向けた取組をはじめました。

「実行計画」で示す具体的な取組として、施設の新築や改築をする時は環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備すること、照明設備のLED化、省エネ性能に優れた機器等の導入など、公共施設等における脱炭素化に向けた取組を今後も推進します。

(8) 統合や廃止の推進方針

今後の人口減少社会にあつては、現在と同種・同規模の公共施設等を維持する必要性は低下していくことから、町行政の遂行や町民の安全・安心、利便性に支障をきたさないよう配慮した上で、利用状況や公共サービスのニーズ、公共施設等を維持しなければサービスの提供が困難にならないか、民間施設の利用の可能性などについて検討し、拡充、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の配置の最適化を図っていきます。

（９）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の活用として、固定資産台帳や財務書類から、施設類型別財務書類の作成や指標分析等を行い、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。また、減価償却費等を含む公共施設等の総コストや資産額を把握し、適切な資産管理への活用を行います。

第5章 公共建築物の施設類型ごとの管理に関する基本方針

将来の人口動態や少子高齢化の進展、施設の利用・コスト・老朽化の状況等、公共施設等に関わる様々な状況を踏まえ、適切な規模での施設管理を意識した取組とするため、各分野において内容を十分理解するとともに、横断的かつ積極的な取組によって、成果を上げることができるよう、全庁を挙げて取り組んでいきます。

第1章-5で示したように、本町では施設削減の必要性があり、2026年3月策定「個別施設計画」では、個別具体的な将来施設方針を定めました。ここでは、「個別施設計画」と連動するように、施設類型ごとの基本方針を定めます。

| 施設群 | 基本方針 |
|-----------|--|
| 行政系施設 | <p>【庁舎等】 通常時の行政拠点であるとともに、災害時における拠点としても機能すべき施設であるため、長期的な観点から計画的に維持管理及び改修等を継続していく必要があると考えます。</p> <p>【消防施設等】 火災発生時及び災害発生時の活動において重要な役割を果たす施設であるため、維持管理等を行っていきます。</p> <p>【その他行政系施設】 災害時に防災拠点施設及び避難所として機能する施設であるため、維持管理等を行っていきます。</p> |
| 社会教育・文化施設 | <p>集会場などの社会教育・文化施設は、身近な地域のコミュニティ形成の核となる施設として地域に密着し、幅広い層に利用される施設です。</p> <p>将来的な施設の方針としては、利用状況及び人口動態を踏まえて、同様の機能を持つ施設と複合化することも検討する必要があると考え、現状は適切な維持管理を実施していきます。</p> |
| 福祉施設 | <p>【保育所】 園児の人数推移と保育所の状況を把握し、将来的には統廃合を考えていく必要があると考えます。</p> <p>避難所指定がある保育所等については、長期的な観点から計画的に維持管理及び改修等を継続していきます。</p> <p>施設の利用に危険性がある保育所は、除却する方針で進めます。</p> <p>【老人福祉施設】 地域の高齢者にとって重要な施設であるため、長期的な観点から計画的に維持管理及び改修等を継続していきます。</p> |

| 施設群 | 基本方針 |
|-----------------|--|
| 学校教育施設 | <p>令和7年4月から統合し、開校した2校及び町内唯一の中学校は、重要な学校施設であるため、長期的な観点から計画的に維持管理及び改修等を継続していく必要があると考えます。今後も質の高い教育と安心・安全で快適な環境を提供できるよう施設の維持管理等を実施していきます。</p> <p>閉校した学校については、事業者による利活用計画がある場合は、維持管理の必要があると考え、利活用計画がない場合においては、将来的に除却する方針で進めます。</p> |
| スポーツ・レクリエーション施設 | <p>【スポーツ施設】</p> <p>施設の利用状況等を検討し、利用者数が多い施設及び避難所として指定されている施設においては、長期的な観点から計画的に維持管理等を進める必要があると考えます。</p> <p>利用者数の少ない施設のほか耐震改修が実施されていない体育館については、将来的に除却の方針で進めます。</p> <p>【レクリエーション施設】</p> <p>各施設の目的・機能、利用状況、運営コストを踏まえて施設の方針を検討した上で、維持管理及び改修等を行います。</p> <p>長期的な観点から大規模な改修を実施した施設等は、今後も計画的に維持管理を実施していきます。</p> |
| 町営住宅 | <p>老朽化が著しいため、今後も益々改修費用等が見込まれますが、効率よく維持管理及び長寿命化を行っていく方針です。</p> |
| その他 | <p>【公衆トイレ】</p> <p>利用状況及び人口動態をみながら公共に資する目的を全うするために、適切な維持管理に努めることとします。</p> <p>【その他公共用施設】</p> <p>老朽化が著しい施設及び機能していない施設については、除却の方針で進めます。</p> <p>町文化財施設については、今後も適切な維持管理等を行います。</p> |
| 医療施設 | <p>人が生きていくために欠かすことのできない機関です。住民が安心して住み続けられる環境を保つために、今後も医療施設の適切な維持管理、機能の充実に努めます。</p> |

| 施設群 | 基本方針 |
|--------|---|
| 環境衛生施設 | <p>【上水道関連施設・下水道関連施設】</p> <p>上水道関連施設及び下水道関連施設は、各施設が連携の中で不可欠な要素を持つため、できる限り長寿命化を図り運営コストの適正化等を検討していきます。</p> <p>現状、施設については、適切な維持管理を行う方針ですが、人口の減少に伴い需要水量も減少すると考えられるため、将来的には適正な水道施設規模への縮小も検討しながら老朽化した施設の更新を行う必要があると考えます。</p> |
| インフラ施設 | <p>【道路・橋りょう】</p> <p>住民生活に直結しており、一度整備された道路や橋りょうは、特別な事情（代替道路や橋りょうが整備される等）がない限り、廃止することは困難です。このため、町が保有する道路・橋りょうは、将来にわたり維持管理していくことを基本とします。</p> <p>今後、道路を整備する際は、代替路の有無及び沿道への影響などを考慮して、整備の必要性や整備内容を検討した上で、整備を進めます。</p> <p>維持管理においては、交通量並びに重要度を考慮し、長寿命化の取組を継続します。</p> <p>【水道】</p> <p>住民の日常生活に直結し、健康を守るものであり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与していくことが必要です。災害時や緊急時においても安定的に水道が供給されるように、水道管の老朽化対策、耐震化策を適切に進めます。</p> <p>【下水道】</p> <p>下水道は、雨水を速やかに排除することで浸水を防ぐと共に、家庭及び工場等施設から出る汚水を処理するものであり、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全に寄与します。</p> <p>今後も下水道施設の耐震化対策を進め、施設の長寿命化計画に基づいて効率的な施設管理を行います。</p> <p>【公園】</p> <p>住民が集う憩いの場として必要ですが、利用状況・運営コスト・人口動態等をみながら、将来的に他の同様施設との整合性・複合化を図ることが必要となると考えています。</p> |

第6章 フォローアップの方針等

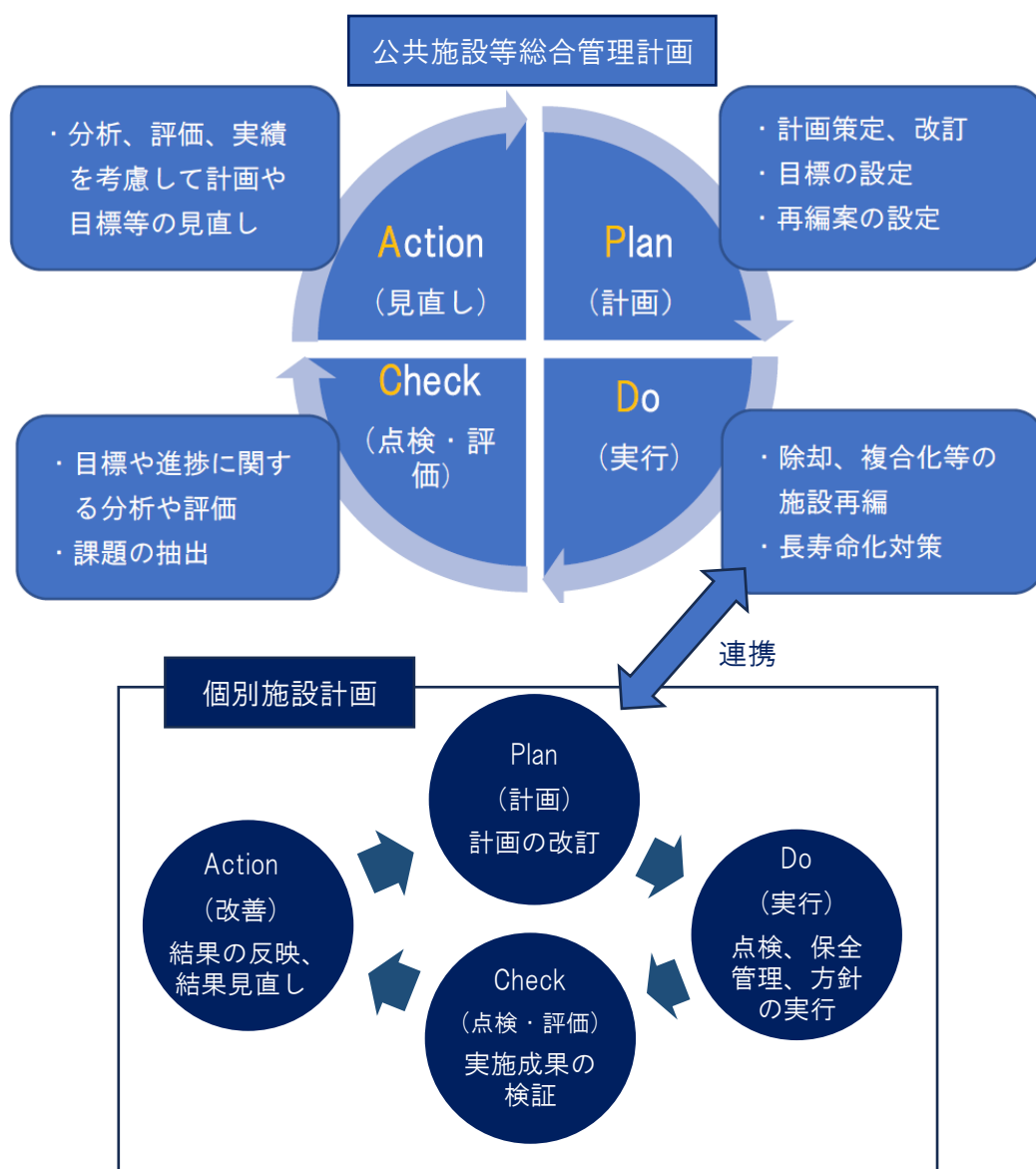
1. PDCAサイクルに基づく計画の推進と見直し

本計画で定めた方針や内容について、不断の見直しを行うためにも、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施するPDCAサイクルによる、適切な実績評価や分析及び進捗管理を行います。

今後、本計画を進めていくためには、公共施設等の維持管理運営、点検・診断結果、修繕内容等を記録した情報(施設カルテ等)をとりまとめ、情報を把握しながら進捗管理を行い、計画のフォローアップに繋げていきます。

本計画は施設に特化した計画ではあるものの、その全てが町民サービスに直結することから、「総合計画」との連動が重要であり、「総合計画」策定の時期に合わせて見直しを行っていきます。

本計画は5年に1度の見直しを基本としつつも、不断の見直しを行い、本計画の方針を反映させるとともに国の指針やガイドライン等に従って作成する「個別施設計画」と連携して実行していきます。



2. 庁内の情報管理と共有

本町の行政財産の管理は、統一的な基準による地方公会計制度で整備している固定資産台帳を活用しています。本町の施設マネジメント全体にとって有効かつ有益なデータとして活用するべく、今後、中身の精緻化や、職員研修等による管理体制の構築と共有の推進を進めていきます。

また、本計画を進めるためには、公共施設等の総合的な維持管理を推進する必要があるため、施設管理の有無や課を問わず、職員一人ひとりの知識の習得と意識の向上が必要になると考えることから、体制や仕組みの構築と強化を行います。

3. 町民との情報共有

将来にわたり、健全な施設の維持管理・更新等の実施や検討を行うに当たっては、施設に関する情報と問題意識を、本町と町民の間で共有することが重要です。お互いが問題意識を共有し、将来の本町並びに公共施設等のあるべき姿について幅広く議論を行うために、施設に関する情報を可能な限り町民へ共有するように努めます。

また、各施設類型ならびに個別具体的な施設の方針の実行に当たっては、老朽化や利用状況、将来予測等を見ながら進めていくこととなりますが、町民への影響が大きい施設では、町民の理解を得て、協働により進めていくことが重要と考え、ワークショップや地区懇談会の開催等、町民への情報共有の機会を設けることに配慮しながら進めていきます。

宝達志水町 公共施設等総合管理計画

2016年3月策定 2026年3月改訂

発行：宝達志水町 〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

TEL：0767-29-3111(代表)

編集：宝達志水町役場
